

鶴岡市地域福祉計画

つるおか地域福祉プラン2025(案)

(鶴岡市重層的支援体制整備事業実施計画)(案)

令和8年3月

鶴岡市健康福祉部

目 次

鶴岡市地域福祉計画

第1章 つるおか地域福祉プラン 2025 の策定に当たって

1 経過と背景	1
2 計画の位置づけと性格	4
3 計画の期間	6
4 計画の進捗管理	6

第2章 本市の現状

1 人口の推移	7
2 年齢区分別人口割合の推移	8
3 高齢者の状況	9
4 認知症高齢者の状況	9
5 介護保険制度の状況	10
6 障害者の状況	10
7 出生の状況	11
8 単位自治組織の状況	12

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	13
2 基本目標	13
3 計画の体系	14

第4章 施策の展開

基本目標1 包括的な支援体制の整備・充実	15
基本目標2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充	19
基本目標3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり	22
基本目標4 将来世代の成長と参加の応援	25
基本目標5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり	28
基本目標6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進	31

鶴岡市重層的支援体制整備事業実施計画

第1 計画策定に当たって.....	33
第2 計画の基本的な考え方.....	34
第3 重層的支援体制整備事業で実施する事業の概要.....	35
第4 実施計画の推進体制.....	47

資料編

1 鶴岡市の統計概要.....	49
2 鶴岡市の福祉ニーズアンケート調査について.....	64
3 福祉専門職ヒアリングについて.....	81
4 福祉座談会について.....	84
5 計画策定の経過.....	89
6 計画策定体制.....	90
7 用語説明.....	95

鶴岡市地域福祉計画

第1章 つるおか地域福祉プラン2025の策定に当たって

1 経過と背景

ー地域共生社会の実現に向けた全世代全対象型の

包括的支援体制の構築をー

- 日本社会は、令和元(2019)年に高齢化率が28%を超え、令和7(2025)年には29.3%(10月1日時点の推計値)となっています。また、最も人口が多いいわゆる団塊の世代は、すでに75歳以上となっており、5年後には、それらのすべての人が80歳以上となります。
- また、日本の人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じ、特に2010年代に入って顕著な減少傾向を示しており、最近、地方における人口減少は、地域の持続可能性に深刻な危機をもたらしています。
- 本市においても、平成26(2014)年度には、高齢化率は30%を超え、令和7(2025)年9月末現在では国を大幅に上回る37.2%となっており、高齢化が進んでいます。人口は、令和7(2025)年9月末現在で、115,099人となっており、年々、総人口、年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15~64歳)が減少しています。
- 厚生労働省は、平成28(2016)年に、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域・暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を掲げています。ここで言う地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と述べています。
- さらに、平成30(2018)年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域福祉」推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題を、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等により解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村自治体に対し、地域住民の地域福祉活動への参加を促

進する環境整備や関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました（社会福祉法第106条の3）。

○併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定される（社会福祉法第107条）とともに、地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインでは、福祉の各分野における共通事項を定める福祉分野の上位計画として位置づけられました。

○また、令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するために、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が規定されました（社会福祉法第106条の4）。

○鶴岡市は、平成17（2005）年10月に、旧鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の6市町村が合併して、人口14万2千人余りの新鶴岡市が誕生して20年を迎えました。本市は、平成31（2019）年3月に「ほんとうの豊かさを追求する みんなが暮らしやすい 創造と伝統のまち 鶴岡」をめざす都市像とする「第2次鶴岡市総合計画」を策定しました。そして、その後の本市を取り巻く人口減少・少子高齢化の進行、さらには新型コロナウイルス感染症やその後の世界情勢などの変化を踏まえ、将来にわたって持続可能なまちであり続けることを目指し、令和6（2024）年3月に、第2次総合計画後期基本計画を策定しました。

○また、本市では令和3（2021）年3月に、「つるおか地域福祉プラン2020」を策定しています。本計画は、日本を含め全世界に蔓延した新型コロナウイルス感染症の災厄の中で、その影響を減少し、身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくりなどを基本方針として策定され、これまで地域住民の安全と安心な暮らしを維持していくことに努めてまいりました。

○今回の「つるおか地域福祉プラン2025」は、これまでの地域福祉プランによる取り組みを継承しつつ、近年の鶴岡市における地域の環境変化や生活課題の特徴を踏まえつつ、地域福祉に関する新たな政策の動向を反映した内容となっています。

○本計画の策定に当たり、地域の生活課題等に関する市民アンケート調査の実施、地域の

生活課題等を把握するための地域座談会の開催、さらに、児童、障害者、高齢者、生活困窮者等に相談対応している福祉専門職へのヒアリング調査等を実施しました。

○本計画は、これらのアンケート調査等の結果も踏まえ、本市における近年と将来の地域福祉に関する課題に対応するために策定されています。そして、鶴岡市総合計画に基づき、「つるおか地域福祉プラン2020」において示した施策の方向性をさらに継承・発展させ、地域共生社会づくりに向けた全世代全対象型の包括的支援体制の構築をめざし、本市における各地域の特性を活かし、今後の地域社会の変化に対応していく本市の地域福祉のあり方を示しています。

2 計画の位置づけと性格

(1) 地域福祉計画の法的位置づけ

地域福祉とは、地域の人々が主体となり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、行政及び地域住民や福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む仕組みのことを言います。

地域福祉計画（市町村地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民の参加を得ながら、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に実施・整備するための計画です。

本計画は、子どもや若者、高齢者、障害者などの福祉に共通する課題を「地域」という視点で整理し、地域全体で支え合うことを目指します。

◇社会福祉法と「地域福祉計画」

社会福祉法の目的として、第1条に地域における社会福祉の推進が明記されており、第4条では地域福祉の推進の担い手として地域住民が位置づけられています。

（目的）

第1条

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

◇社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法第107条の規定に位置づけられています。

（市町村地域福祉計画）

第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

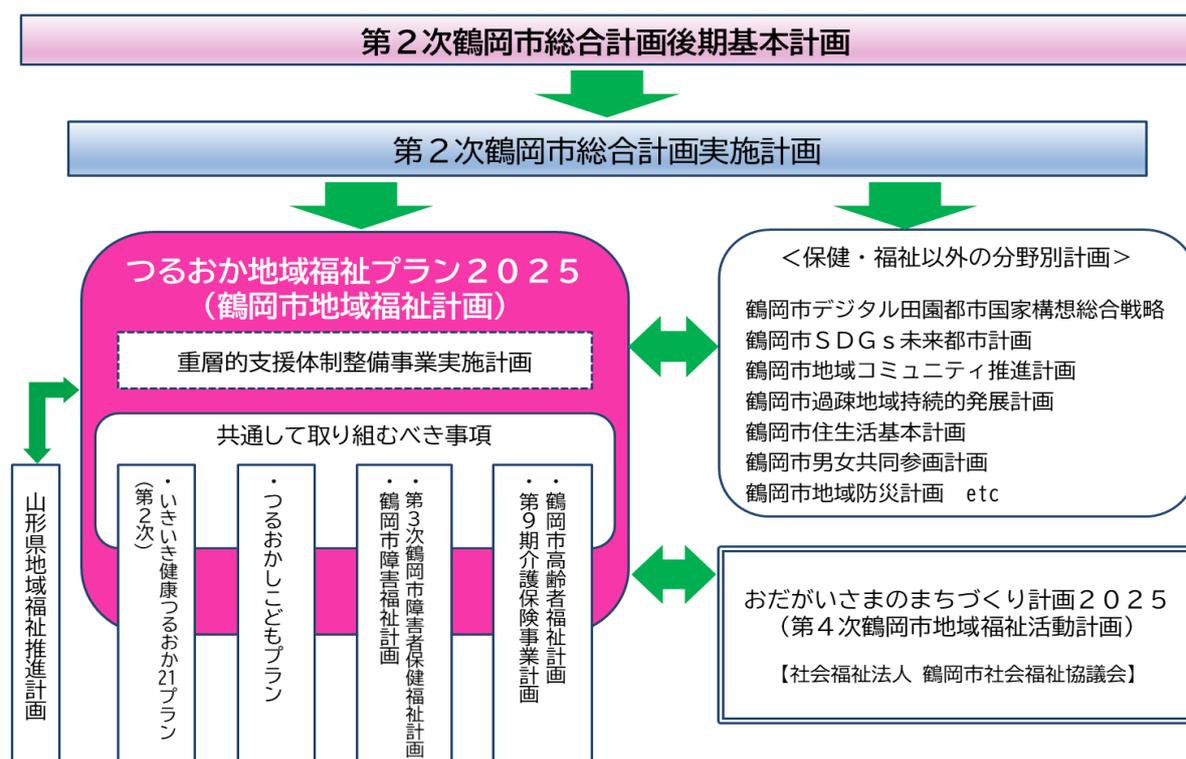
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法第107条に掲げられた5つの事項のうち、地域福祉の推進をより効果的なものとするため、「つるおか地域福祉プラン2020」においても、「身近な地域単位における全世代全対象型の包括的支援の仕組みづくり」、「住民主体による地域の特性を活かした支え合いの推進」等を重点的な取り組みとしてきました。本計画においてもこれらの事項を継承し、各分野別の計画と連携を図りながら、より一層の推進に努めていきます。

(2) つるおか地域福祉プラン2025の性格

本計画は、第2次鶴岡市総合計画、第2次鶴岡市総合計画後期基本計画に基づき、関連する計画を内包するとともに、住民の暮らしをめぐる新たな時代の課題に対応するための計画という性格を持ちます。

(3) 関連計画との関係



(4) 地域福祉活動計画との連携

本計画と住民の活動、行動のあり方を定めた鶴岡市社会福祉協議会が策定する第4次鶴岡市地域福祉活動計画「おだがいさまのまちづくり計画2025」は、本市が目指す地域福祉推進の方向性をお互いに共有し、連携を図りながら計画の着実な推進を図ります。

3 計画の期間

(1) 計画の期間

つるおか地域福祉プラン2025に関する内容の実施期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

(2) 鶴岡市における各計画の期間

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
総合計画	第2次 (R1~R5)			第2次 後期基本計画				次期計画		
地域福祉計画	つるおか地域福祉プラン2020					つるおか地域福祉プラン2025				
地域福祉活動計画	おだがいさまのまちづくり計画2020					おだがいさまのまちづくり計画2025				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			次期計画	
障害者保健福祉計画	第2次			第3次						次期計画
障害者福祉計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			次期 障害福祉計画 次期 障害児福祉計画			次期計画
つるおかしこどもプラン	第2期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画 (R2~R6)				つるおかしこどもプラン				次期計画	
いきいき健康 つるおか21プラン	第1次 (R1~R6)				第2次					

4 計画の進捗管理

本計画は、地域住民や関係団体、健康福祉部が関係する各部署や関係機関・団体と協議し、関係する各計画における進捗管理とあわせて行うものとします。計画の進捗管理は、Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)のプロセスを順に実施していくPDCAサイクルで行います。

また、本計画の具体的推進を図るため、新たに「地域福祉推進委員会(仮称)」を設置し、計画期間を通じて進捗状況の点検を行い、その後の計画に反映するものとします。なお、社会経済状況の変化など環境変化を踏まえ、必要な場合はこれにかかわらず機動的に適切な見直しを行います。

第2章 本市の現状

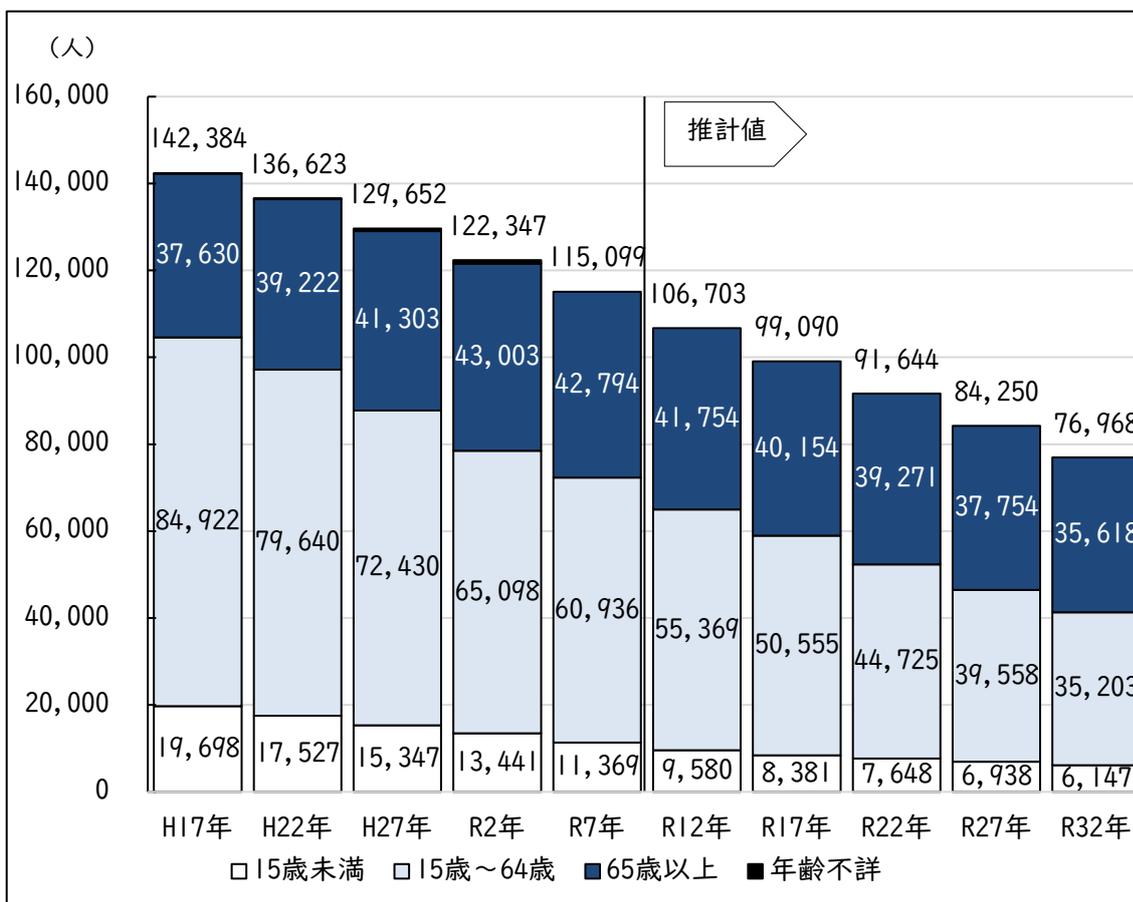
1 人口の推移

本市の総人口は減少が続いており、令和7(2025)年の115,099人から、今後も減少が続くものと推計されています。

人口の内訳をみると、生産年齢人口(15~64歳)の減少が続いています。同様に年少人口(15歳未満)も減少が続き、令和7(2025)年は11,369人で、20年前の平成17(2005)年の19,698人から約4割の減となり、少子化が顕著となっています。

一方、老年人口(65歳以上)は年々増加していますが、令和7(2025)年以降は、減少していくものと推計されています。

図1 人口の推移および将来推計



出典：平成17年~令和2年は総務省「国勢調査」、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」(9月末現在)

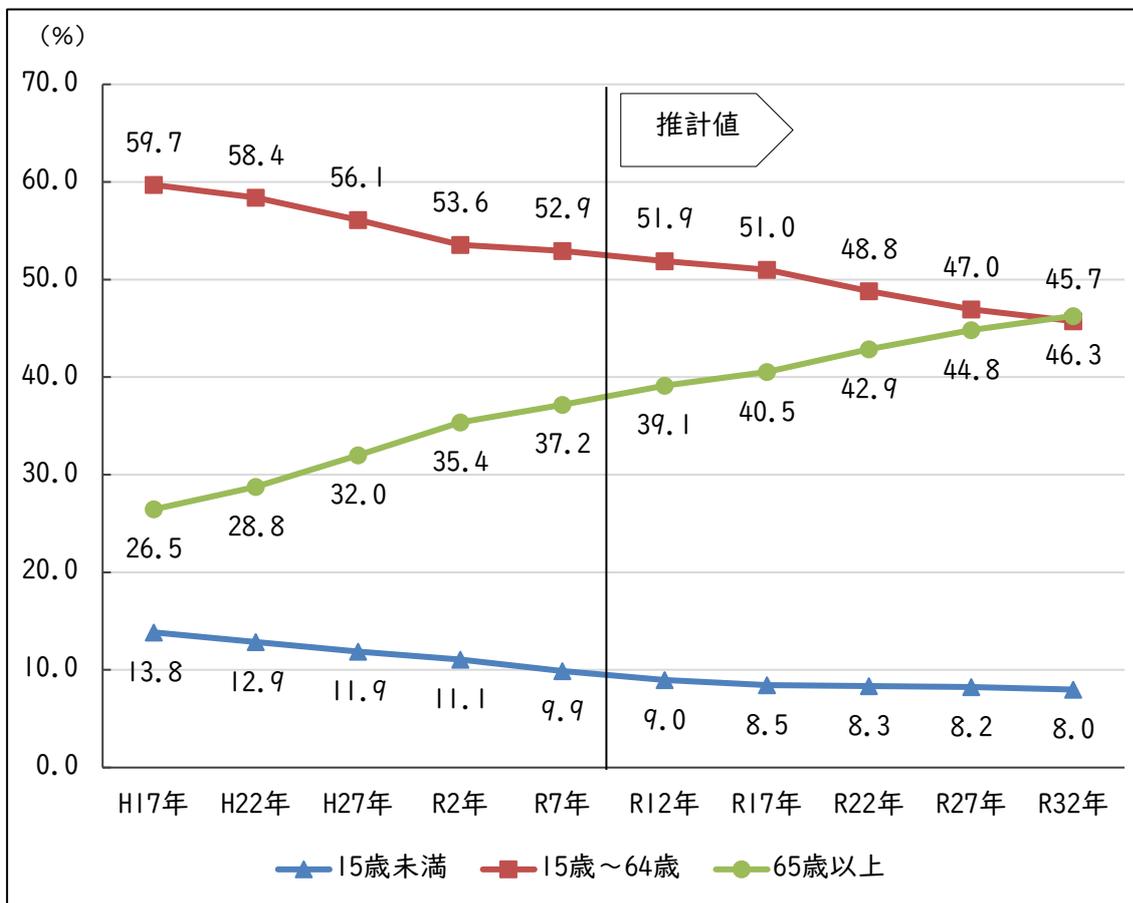
令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

2 年齢区分別人口割合の推移

本市の年齢区分別人口割合をみると、年少人口（15歳未満）ならびに生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少が続いており、令和7（2025）年以降も、減少が続くものと推計されています。

一方、老年人口（65歳以上）の割合は増加傾向にあり、令和7（2025）年以降も、増加していくものと推計されています。令和7（2025）年の老年人口割合は、37.2%となっており、市民の3人に1人以上が高齢者となっています。

図2 年齢区分別人口割合の推移および将来推計



※年齢不詳を除いた割合。

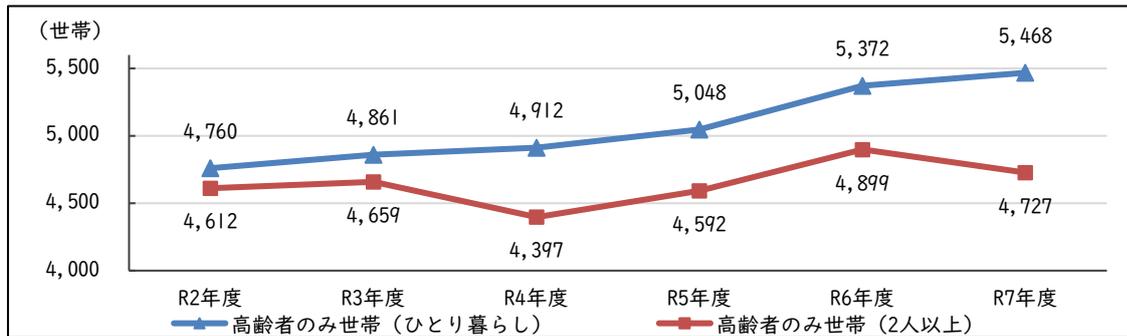
出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」（9月末現在）

令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

3 高齢者の状況

ひとり暮らしの高齢者のみ世帯数は、年々増加しており、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度にかけて708世帯増加しています。2人以上の高齢者のみ世帯数は、令和4(2022)年度から令和6(2024)年度にかけて増加傾向にあります。

図3 高齢者のみ世帯数の推移



※「高齢者のみ世帯 (ひとり暮らし)」：65歳以上単身世帯。

「高齢者のみ世帯 (2人以上)」：令和6年以前は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦世帯および65歳以上の複数名で構成される世帯、令和7年は夫、妻ともに65歳以上の夫婦世帯および65歳以上の複数名で構成される世帯。

※各年度4月1日現在

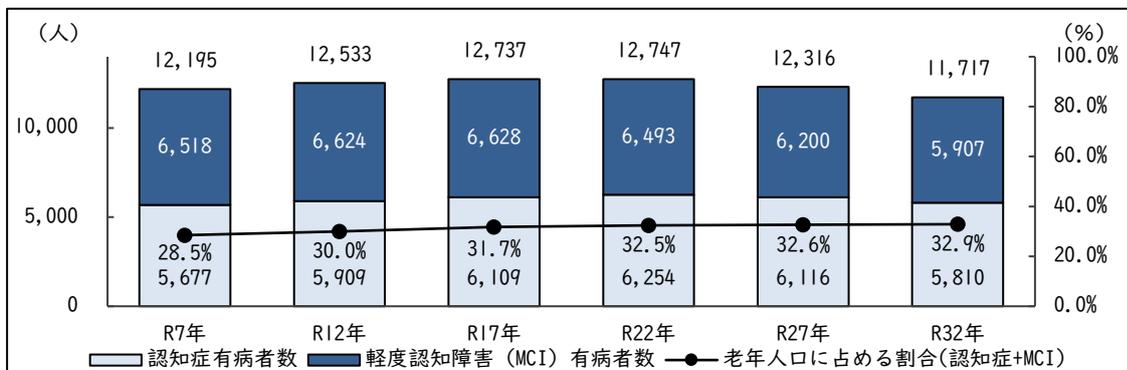
出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

4 認知症高齢者の状況

本市の軽度認知障害(MCI)有病者、認知症有病者の将来推計を行ったところ、軽度認知障害有病者は令和17(2035)年に、認知症有病者数は令和22(2040)年にそれぞれピークを迎えるものと推計されます。

また、認知症と軽度認知障害の有病者数を合計した人数が、老年人口(65歳以上)に占める割合はおおむね3割程度で推移すると推計されます。

図4 認知症高齢者数の将来推計

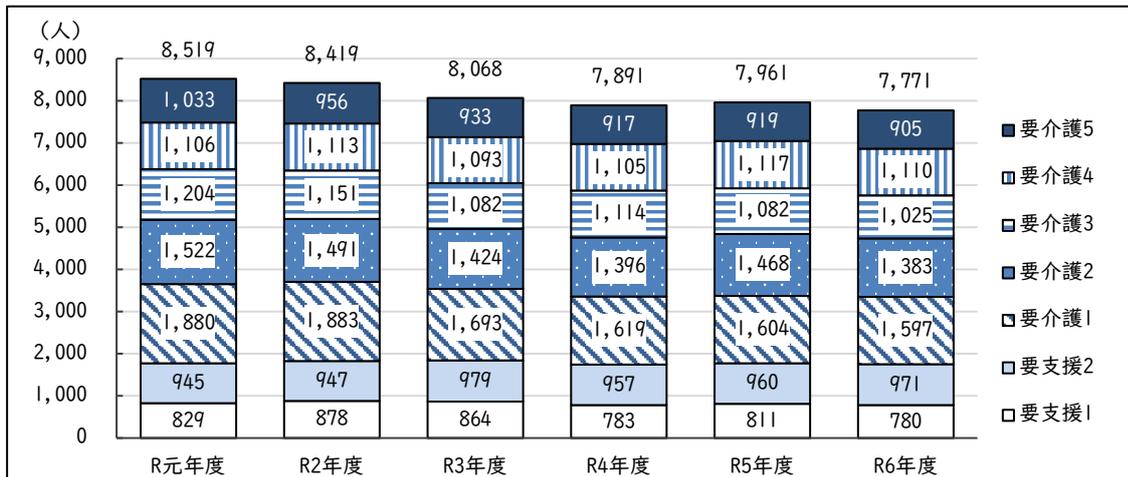


出典：国立大学法人 九州大学「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」を用いて、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」(9月末現在)、令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)から算出

5 介護保険制度の状況

介護保険で要支援・要介護認定を受けた人数は、減少傾向にあり、令和元（2019）年度から令和6（2024）年度にかけて748人減少しています。

図5 介護保険要支援・要介護認定者数の推移



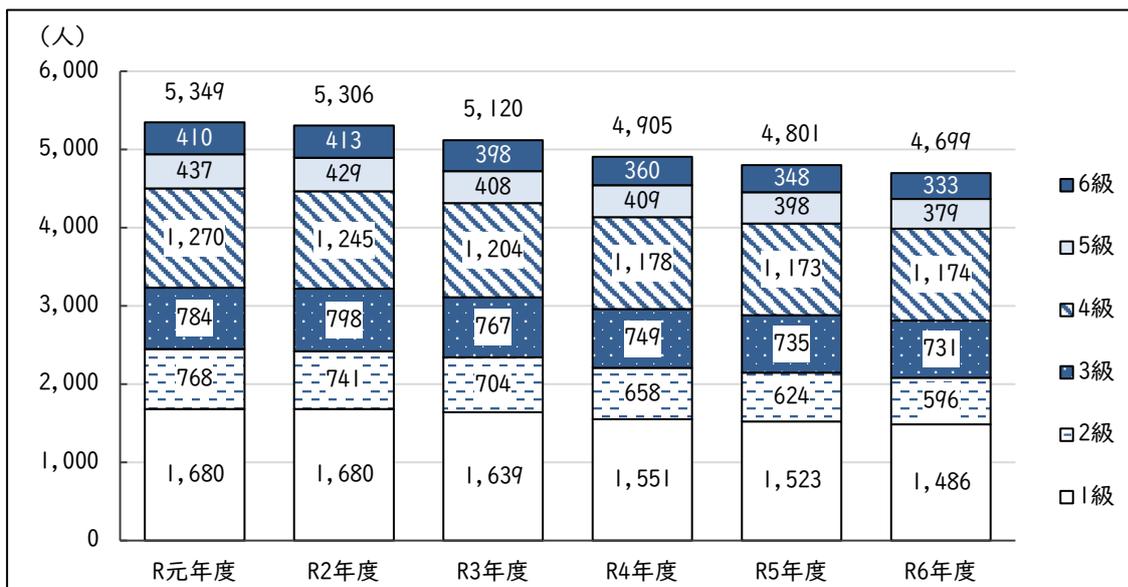
※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

6 障害者の状況

身体障害者手帳所持者は、令和元（2019）年度から令和6（2024）年度にかけて650人減少しており、減少傾向が続いています。

図6 身体障害者手帳所持者数の推移



※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

療育手帳所持者は、令和元（2019）年度から令和6（2024）年度にかけて51人増加しており、微増傾向が続いています。

精神障害者保健福祉手帳の1級所持者は減少傾向にありますが、3級所持者は令和元（2019）年度から令和6（2024）年度にかけて65人（約3割）増加しています。

図7 療育手帳所持者数の推移

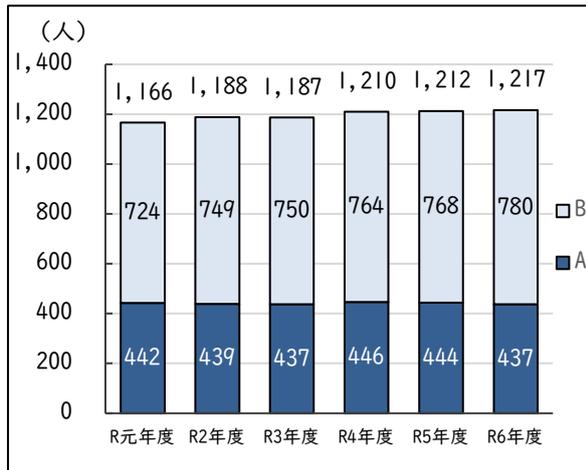
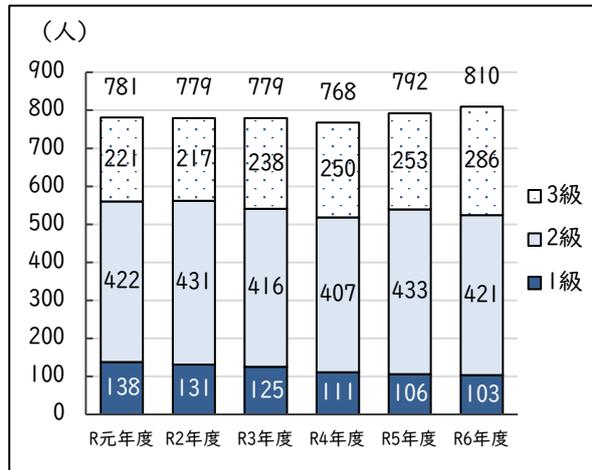


図8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



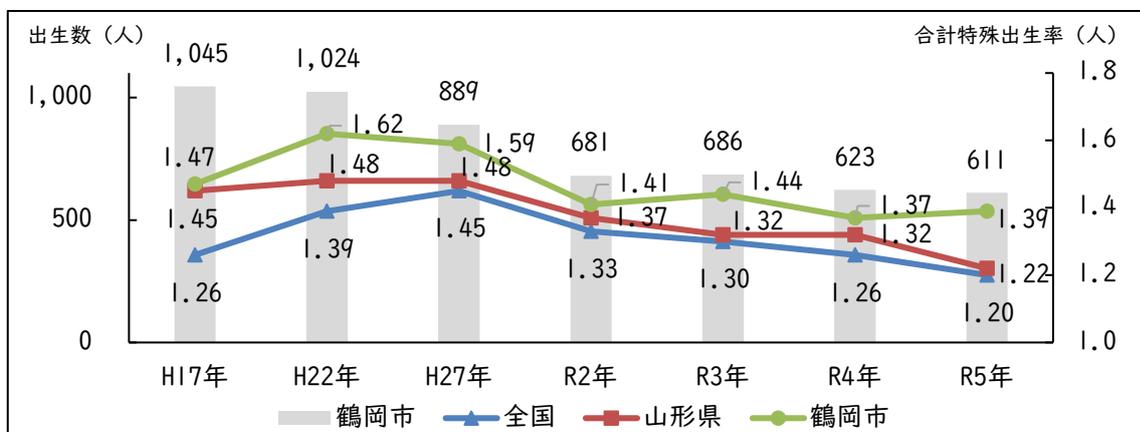
※各年度末現在

図7, 8 出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

7 出生の状況

本市の出生数は年々減少しており、令和5（2023）年の出生数は、平成17（2005）年の約6割となっています。また、本市の合計特殊出生率※は、全国や県の合計特殊出生率を若干上回るものの、年々低下傾向にあります。

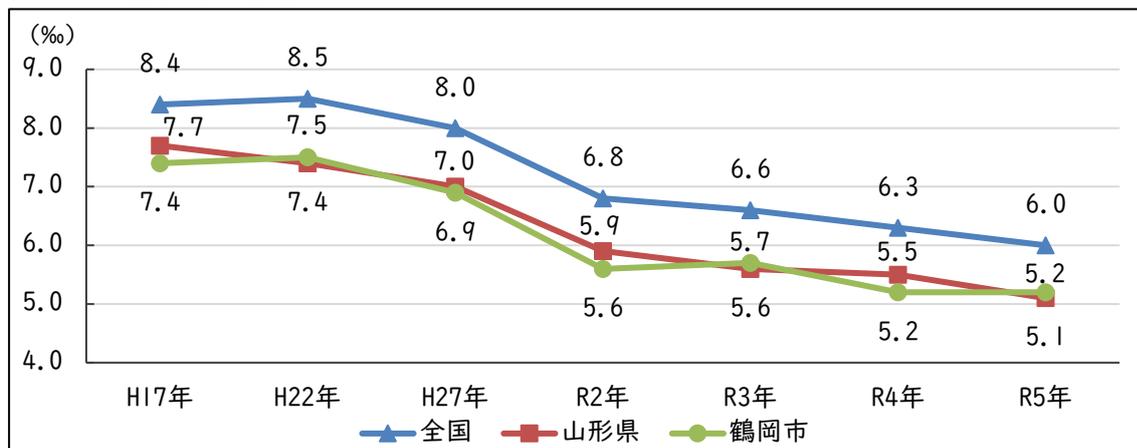
図9 出生数および合計特殊出生率の推移



※15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する。
出典：山形県「山形県統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」

出生率※は本市、山形県、全国のいずれにおいても低下傾向にあり、本市の出生率は、山形県とおおむね同水準で推移しているものの、全国と比較すると低い水準にあります。

図10 出生率の推移



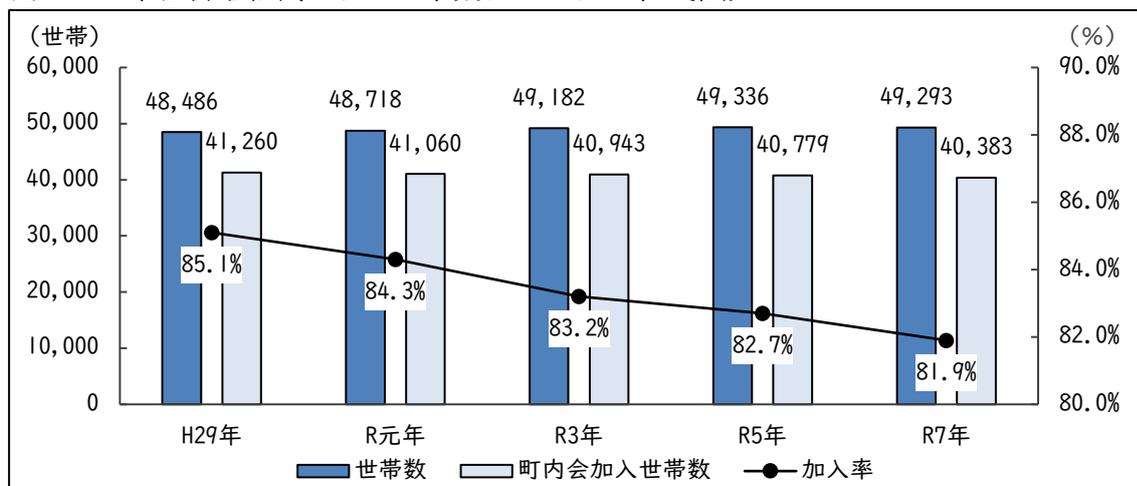
※人口1,000人に対する1年間の出生数の割合。

出典：山形県「山形県統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」

8 単位自治組織の状況

本市の世帯数は平成29(2017)年から増加傾向にありましたが、令和7(2025)年に減少に転じています。一方、単位自治組織への加入世帯数および加入率は減少が続いています。

図11 単位自治組織の加入世帯数および加入率の推移



※世帯数は各年3月31日現在、町内会加入世帯数は各年4月1日現在

出典：鶴岡市「住民基本台帳」、コミュニティ推進課

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもや若者から高齢者、障害者などの世代や属性にかかわらず、鶴岡市民が誰一人取り残されることなく、人と人がつながり、地域全体で支え合う地域共生社会の実現を目指し、つるおか地域福祉プラン2025の理念を次のとおり掲げます。

「つながり 支え合う 福祉で共生のまちづくり 鶴岡」

2 基本目標

基本理念に基づき、次の6つの基本的な目標に向かって、鶴岡市における地域福祉を推進します。

基本目標1 包括的な支援体制の整備・充実

基本目標2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充

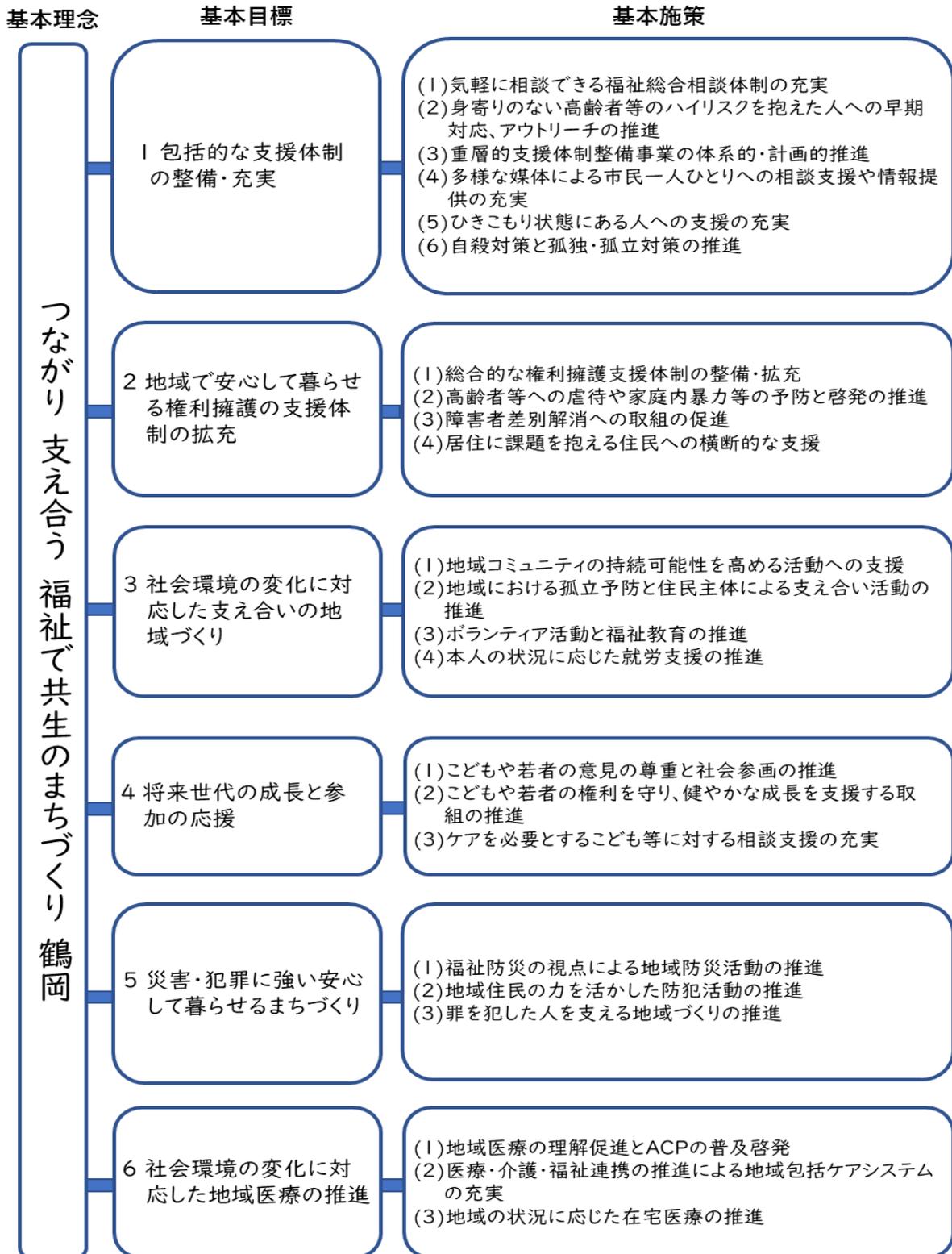
基本目標3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり

基本目標4 将来世代の成長と参加の応援

基本目標5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり

基本目標6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進

3 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 包括的な支援体制の整備・充実

■現状と課題■

令和6（2024）年度に実施した鶴岡市福祉ニーズアンケート調査では、福祉や介護などで困りごとが生じた場合の相談について、「情報があれば相談できる」が42.9%、「情報があっても（なかなか）相談できない」が19.0%という結果であり、わかりやすい相談窓口の設置とその周知、そして、相談できない人へのアウトリーチの体制づくりが必要とされています。

我が国では、入院治療や賃貸住宅への入居、福祉施設の利用などにおいて、家族や親族などの身元保証人がいることが前提として行われてきました。しかし、単身化社会の到来により、家族や親族などの身寄りのない単身高齢者などが増加しています。

また、未婚・非婚の人が増加しており、身寄りのない方が地域において安心して暮らすための方策が必要とされています。厚生労働省の調査では、障害者の年代は、40代・50代が4割近くとなっており、このようなりスクを抱えた人たちにアウトリーチして、実態を把握し、可能な限り早期に相談にのり、必要な情報やサービスを提供するサポートのあり方について、行政や関係機関・団体が協力して検討する必要があります。

国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する全世代型の包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3（2021）年度から任意事業として実施しています。本市においても、令和4（2022）年度～令和6（2024）年度の移行準備事業を経て、令和7（2025）年度より、重層的支援体制整備事業を実施していますが、国では、実施自治体に対して、当該事業の実施計画を策定し、計画的に事業を推進していくことを求めています。

独居高齢者、ひとり親世帯、認知症やひきこもり状態にある方、不登校の児童・生徒、**外国人**、またメンタルヘルス上の課題を抱えた人、生活困窮者など、地域から孤立しがちな方や孤独感を感じている人などは、支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない場合が多く、このような人々や地域住民に対して、関連する相談機関やサービス内容について、わかりやすく親しみやすい情報提供が求められます。

本市の令和6（2024）年の自殺者数は25人で、人口10万人当たりの自殺死亡率は21.1であり、全国の16.4、県の15.6に比べ、高い状況にあります。全国的にこども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、本市においても増加が懸念される状況となっています。

長期に続いた新型コロナの影響など、社会環境の大きな変化により、精神的なストレスを抱えた人や、社会的に孤立したり孤独感を感じている人が多くなっていることを踏まえ、それぞれが悩みを話せる地域における居場所の開設、各種支援策・相談窓口の情報をわかりやすく情報発信するなど、可能な限り早期に支援につなげる取組を拡充していく必要があります。

■ 基本施策 ■

(1) 気軽に相談できる福祉総合相談体制の充実

主 な 取 組
<p>◇分野や属性を問わず、多様な相談を受け止め、多機関と連携しながら継続的な支援に繋ぐ「福祉総合相談窓口」の設置について検討し、実現を目指します。</p> <p>◇既存の相談支援機関である地域包括支援センターや障害者相談支援センターにこころ、鶴岡地域生活自立支援センターくらしステーション、こども家庭センターにおいては、それぞれの所管分野を入り口として、世帯員に多分野の支援ニーズを抱えている場合などについても、包括的に相談を受け止め、多機関協働による支援に繋がります。</p>

(2) 身寄りのない高齢者等のハイリスクを抱えた人への早期対応、アウトリーチの推進

主 な 取 組
<p>◇国で法制化・事業化される予定の「終身サポート事業」を活用しながら、身寄りのない高齢者等の権利擁護支援策の充実を図ります。また、予防的なアウトリーチによる課題の把握、早期対応の体制づくりに取り組みます。</p> <p>◇民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動を行うとともに、相談や関係先へのつなぎを行います。</p> <p>◇社会福祉協議会に配属され、コミュニティソーシャルワークを実践する「地域福祉ワーカー」が、地域組織や関係機関と協働し、自ら支援を求めない、又は求めることができずに地域で孤立している方などの把握や訪問、社会参加へのつなぎ</p>

主 な 取 組
などの支援を行います。

(3) 重層的支援体制整備事業の体系的・計画的推進

主 な 取 組
◇複雑・複合的な課題を抱える方や世帯に対応するため、分野や属性を問わず相談を受け止め、関係機関や地域が連携して本人や世帯に寄り添いながら切れ目のない支援を行う包括的支援体制の整備を推進します。
◇包括的な支援体制の整備に当たり、対象者の世代や属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を活用します。
◇事業の体系や評価項目等を設定した重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、計画に基づき事業を実施します。

(4) 多様な媒体による市民一人ひとりへの相談支援や情報提供の充実

主 な 取 組
◇こころの問題や社会的に孤立している、孤立感を感じていることなどについて、抱え込まずに自発的な相談を促すことを啓発するとともに、こうした場合の相談先について、市のホームページやチラシの他、SNSを活用して周知を行います。
◇生成AIやSNSなどを活用した相談支援ツールの活用について検討します。

(5) ひきこもり状態にある人への支援の充実

主 な 取 組
◇ひきこもり状態で生きづらさを抱えている当事者や家族のための相談窓口の設置や居場所を提供するとともに、支援関係機関等の連携体制を構築し、ひきこもり状態にある人への支援の充実を図ります。

(6) 自殺対策と孤独・孤立対策の推進

主 な 取 組
◇市民のこころの健康の保持増進のため、相談支援や周知啓発、企業や団体、地域住民を対象とした「こころのサポーター」の養成、児童生徒等への「SOSの出し方・受け止め方講座」等の取組により、総合的に自殺対策を推進します。
◇孤独・孤立を「誰にでも起こり得る身近な問題」として捉え、地域全体で理解を深めるための周知啓発や相談先の情報提供・発信等により、孤独・孤立の状態にある人が支援を求めやすい環境づくりを推進します。
◇孤独・孤立対策は、自殺対策と親和性が高いことから、取組の調整を図りながら、一体的に実施します。

■ 成果指標 ■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
相談先の情報があれば、困りごとを相談窓口に相談できる方の割合	42.9%	55.7%
地域福祉ワーカーの新規相談件数	191件 (R6年度)	211件
自殺死亡率(人口10万人対)	21.1 (R6年度)	15.0以下
主観的な孤独感を「時々ある」・「しばしばある・常にある」と感じる人の割合	13.9%	11.2%以下

基本目標２ 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充

■現状と課題■

高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加し、知的障害者、精神障害者の親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予想されます。

現在、政府においても成年後見制度のあり方が検討されていますが、日常生活自立支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不十分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされます。

近年、国内で各種の社会福祉関係の事業所において虐待事件が発生しています。また、障害者グループホームやサービス付き高齢者向け住宅などが増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。

障害者差別解消法が施行され、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、不当な差別取り扱いを禁止すると共に、「合理的配慮」の提供が義務づけられています。さらに、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する、研修の実施及び指針の作成や普及などに取り組む必要があります。

高齢者、低所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への居住ニーズが高まることが見込まれています。住まいは生活の拠点であり、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化が求められます。

■基本施策■

(1) 総合的な権利擁護支援体制の整備・拡充

主 な 取 組
<p>◇認知症等により判断能力に不安のある方が成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に関する制度を活用し、地域で安心して生活できるようにするため、鶴岡市成年後見制度中核機関（鶴岡市成年後見センター）と連携し、市民への制度および相談窓口の普及啓発を推進するとともに、福祉・司法等の多職種が協働して対応する相談支援体制の整備や、成年後見人等の受任者の確保に向けた取組を進めます。</p> <p>◇成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、手続きを行う親族等がいない方に対しては、市長による申立てを行います。また、経済的な理由により制度の利用が困難な方も安心して利用できるよう、申立て時の鑑定費用や後見人等への報酬を助成する等の支援を実施し、成年後見制度を適切に利用しやすい環境づくりを推進します。</p>

(2) 高齢者等への虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進

主 な 取 組
<p>◇高齢者に対する虐待を防止し、早期発見につなげるため、市民や介護支援専門員等の保健・医療・福祉サービス従事者等に対する普及啓発や相談窓口の周知に努めます。また、相談や通報後の支援においては地域包括支援センター等の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。</p> <p>◇虐待の防止や支援を必要とする方への迅速な支援体制を強化するため、警察や福祉関係機関等で構成する協議会を開催し、高齢者虐待防止策に関する協議を通じて、関係機関相互の連携を推進します。</p> <p>◇障害者地域自立支援協議会と連携して、市民向けに障害者虐待防止研修会を開催し、予防に取り組むとともに、虐待行為に対しては厳正に対処します。</p> <p>◇児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、児童虐待の早期発見や早期対応、再発・未然防止を図る支援体制を強化します。</p>

(3) 障害者差別解消への取組の促進

主 な 取 組
◇障害者の方などが、社会的障壁を取り除いてほしいという意思表示や周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークの普及を推進します。
◇障害理解の促進と差別解消に向けて、講演会や研修会等を開催するとともに、市広報やホームページを活用して、差別解消の周知・啓発を行います。

(4) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援

主 な 取 組
◇居住支援協議会による物件紹介事業を継続し、住宅確保要配慮者の住まいの確保を図るとともに、住まい確保以外の課題がある場合には関係部局・機関につなぎます。
◇住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録推進及び登録住宅への改修費支援や、低所得世帯への家賃低廉化等の支援を継続することにより、住まい確保と生活の安定を図ります。

■ 成果指標 ■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
鶴岡市成年後見センターへの相談件数	16件	30件
成年後見制度の利用(市長申立件数)	5件 (R6年度)	44件 ※累計
住宅確保要配慮者専用住宅登録戸数	988件 ※累計 (R8年1月28日現在)	1,176件 ※累計

基本目標3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり

■現状と課題■

町内会や自治会などの住民自治組織において、高齢化の進展や人口減少に伴う役員の高齢化やなり手不足、町内会等の加入率や地域コミュニティにおける帰属意識の低下、人間関係の希薄化により、行事や活動を維持することが困難になっている地域が見受けられます。

また、単身高齢者など地域社会において孤立しがちな人々が増加しており、地域において、「気づきあい、つながりあい、支え合い、学びあい」の仕組みづくりを再構築していく必要があります。

住民主体による地域支え合い活動を推進するためには、より多くの住民が「支え合い活動」の意義を理解し、できる範囲での見守りや声かけなどの活動を広げていくことが重要であり、定年退職後の高齢者や子育て世帯、また、若者など多様な世代を対象に、個人や団体がつながり、交流・参加、学びの場や機会を地域に多様に創出していくことが求められます。

本市においても、空き店舗を活用した多世代交流拠点による交流活動や有償ボランティアなど、住民主体の支え合い活動を展開している地域があります。こうした活動は、日常生活圏など身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要です。

地域では、学校や社会福祉協議会等と連携した福祉教育や各種ボランティア活動が実施されておりますが、少子高齢化や家族形態の変化、地域のつながりの希薄化が進む中、福祉を身近な課題として捉える意識が十分に浸透していない状況があります。

障害のある方や、ひきこもり状態にある人など、多様な背景を持つ人がそれぞれのペースで社会参加や就労につながるよう、個々の状況に合わせた支援を進めることが重要です。

就労に課題を抱えている方に対する就労支援の実施に当たっては、受入れに理解のある一般就労先の確保が重要であり、地域企業と連携した受入れ先の開拓・確保に向けた仕組みづくりが求められています。

■基本施策■

(1) 地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援

主 な 取 組
◇コミュニティ支援員や集落支援員等を配置して、地域コミュニティの活動を支援するとともに、将来人口の見通しを踏まえた地域ビジョン・集落ビジョンの策定を支援します。
◇広域コミュニティ組織運営・地域づくり交付金を交付し、地域が主体的に行う多様な居場所づくりなどの地域課題の解決に向けた取組等を支援します。
◇旧小学校区内の集落においては、基幹集落への生活サービス機能の集約を進めるとともに、住民同士の多様な支え合いを通じて地域の生活基盤の維持・強化を図ります。

(2) 地域における孤立予防と住民主体による支え合い活動の推進

主 な 取 組
◇一人暮らし高齢者等の孤立の予防と自立した生活を支援するため、民生委員・児童委員による定期的な安否確認の訪問活動を支援します。
◇民生委員・児童委員のなり手不足が課題となる中、地域住民の協力を得ながら相互に助け合う「民生児童委員サポーター制度」を活用し、民生委員・児童委員の負担軽減を図ります。
◇生活支援コーディネーターの活動を通じて、地域課題や住民のニーズに応じた地域資源のマッチングや、新たな互助の仕組みづくりを推進します。
◇地域支え合い活動に必要な知識や考え方、実践方法を学ぶことができる研修会を継続的に開催し、担い手の養成に努めるとともに、研修受講者のフォローアップを行い、活動の立ち上げ等を促進します。

(3) ボランティア活動と福祉教育の推進

主 な 取 組
◇ボランティア活動の活性化を図るため、鶴岡市ボランティアセンターによる研修会等の開催、ボランティア同士の連携強化、人材発掘を支援しボランティア活動の充実を図ります。
◇学校での授業や活動において、思いやりや助け合いを学ぶ体験活動や車いす体験、アイマスク体験などの体験学習、高齢者施設の訪問・交流学习を推進します。

(4) 本人の状況に応じた就労支援の推進

主 な 取 組
◇失業・病気・借金などの様々な暮らしの課題を抱えている方に対して、相談支援と就労支援を実施するとともに、支援プランが必要な方には、個別に支援プランを作成し、計画に基づいた支援を行います。
◇生活が困窮状態にある方など、就労に関する支援が必要な方に対して、生活支援や社会生活の訓練、就労体験等を通じて、参加者の状況に応じた就労を支援します。
◇障害者や生活が困窮状態にある方等が、農業分野での就労活動を通じて、自信や生きがいを見出し、社会への参加や就業を目指していく取組を支援します。
◇就労に当たり職場への適応等に困難を抱えている方等に対して、職場へ同行して適応及び定着をサポートする取組を支援します。
◇障害者の就労支援に係るネットワークの構築や物販を通じて、障害者の就労支援、工賃の向上を図ります。

■ 成果指標 ■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
担い手養成研修を修了し、地域活動等への参加・協力をしている割合	67.0% (R5年度)	75.0%
地域活動・ボランティア活動に参加している方の割合	24.0%	37.5%
地域における問題や課題解決に向けた住民同士の支え合い、助け合いの関係の必要性を感じている方の割合	68.8%	76.6%
自立相談支援事業の対象である生活困窮者のうち、支援により就労につながった人数	23人 (R4年度)	48人
福祉施設に通所している利用者のうち、企業などと雇用契約を結び就労した人数	16人 (R4年度)	29人

基本目標 4 将来世代の成長と参加の応援

■現状と課題■

令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映などについて定めています。そこには、すべてのこどもは、年齢や発達に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられるとされています。

これまでの、こどもを保護されるべき対象としてのみとらえるだけでなく、こども自身が何を考え、何を必要としているのか意見を表明する機会を保障する必要があります。先行自治体の例なども参考としながら、本市における取組を検討する必要があります。

近年育児に関する相談が増加するとともに、こどもへの虐待に関する相談件数が増加傾向にあります。さらに、学校への不適応、不登校や発達障害など保護者の子育てに関する相談件数も増加傾向にあります。

不登校やひきこもり状態の長期化によって、社会へ適応する機会を逸してしまい、若年無業者となり、問題が深刻化してしまう例も少なからずあることが指摘されています。この課題に対応するためには、単一の機関だけでは困難であり、様々な機関や団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かし発達段階に応じた支援を効果的に行っていくことが求められています。

医療的ケア児とその家族は、医療的支援に加え、福祉、保育、教育にまたがる複合的な課題を抱えやすく、分野横断的な支援と家族の負担軽減、地域理解の促進が求められています。

■基本施策■

(1) こどもや若者の意見の尊重と社会参画の推進

主 な 取 組
◇こどもが日常の中で考えていることを直接大人に表明できる場として、こども会議を開催します。
◇こども・若者施策等を検討するに当たり、こども・若者を対象としたアンケートやヒアリング等の実施を全庁的に推進します。
◇こども・若者が、本市のこども施策などの市政について意見を表明できるよう、また、こども・若者に関する施策等に参加できる仕組みづくりを検討します。

(2) こどもや若者の権利を守り、健やかな成長を支援する取組の推進

主 な 取 組
◇こども一人ひとりの健やかな成長を支える児童福祉施策と、安心して子育てができる環境を整える子育て施策を一体的に推進します。
◇貧困、いじめ、不登校、ひきこもり状態、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱えるこども・若者や家庭を、その特性や支援ニーズに応じて、包括的な相談支援を行います。
◇こどもの貧困対策（貧困の連鎖を断ち切る支援）として長期的な視点からこども学習支援事業を実施します。
◇校内教育支援センターや教育相談センターの機能を充実させ、こどもが安心して学び、相談できる支援体制を強化します。
◇支援を必要とする児童生徒や家庭に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、個別に相談支援していきます。

(3) ケアを必要とするこども等に対する相談支援の充実

主 な 取 組
◇こどもの発達に対して、保健、福祉、教育等の連携により、乳幼児期から成人期までのライフステージの変化に応じた総合的な支援を行います。
◇相談支援担当職員等、支援に携わる職員の専門性や資質の向上を図るとともに、医療機関や教育機関、療育センター、児童相談所、公共職業安定所などの関係機関、民間団体、関係部局が連携する体制を強化します。
◇医療的ケア児（者）の日常生活を支援するとともに、家族の身体的・精神的な負

主 な 取 組

担軽減を図ります。

◇医療的ケアの必要な児童生徒が学習できる環境を保障し、円滑で充実した学校生活を送れるよう、医療機関と連携して学校での医療的ケア体制の充実を図ります。

■ 成果指標 ■

指標項目	令和 7 年度	目標値(令和12年度)
こども会議の参加者数	7 人	20 人
小中学生が、夢や目標が「ある」「どちらかといえばある」と回答した割合	小学6年生 83.3%	小学6年生 86.4%
	中学3年生 67.8%	中学3年生 72.7%

基本目標5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり

■現状と課題■

近年、気候変動等の影響により、豪雨災害など既存の想定を上回る自然災害が多く発生しています。また、令和6(2024)年1月の能登半島地震もあり、市民の災害への危機意識も増しています。大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応「公助」だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域コミュニティでの相互の助け合い「共助」の取組が重要となります。

災害時の避難に支援が必要な方については現在、関係事業者の協力を得て、個別避難計画の作成を進めていますが、本人の状態や居住地域の災害リスクなどに応じて、優先順位をつけながら、さらに推進する必要があります。

防犯については、全国的に特殊詐欺や消費者被害などの犯罪が多く発生しており、意識啓発を促進することが重要となっております。また、こどもの見守り活動・パトロールなどに多くの高齢者が参画しており、今後もこうした取組を継続・推進していく必要があります。

犯罪や非行をした人の多くは、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。しかしながら、安定した職業に就くことや住居を確保することができないことなどのために円滑な社会復帰をすることが困難となり、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全・安心な社会を築くためには重要です。

■ 基本施策 ■

(1) 福祉防災の視点による地域防災活動の推進

主 な 取 組
<p>◇自主防災組織指導者講習会・ブラッシュアップ講習会等の機会を捉え、地区防災計画の作成を推進します。</p> <p>◇各地域の災害リスクに応じた要支援者の避難支援の体制づくりについて、福祉防災の視点に立って、町内会、自治会、民生委員・児童委員などの住民組織、医療・福祉関係機関・施設、小・中学校などの連携・協力による取組を促進します。</p> <p>◇高齢者や障害者など、災害時に自ら避難することが困難な方について、災害時における避難支援体制を整えるとともに、各地域の状況に応じた災害時個別避難計画の作成を推進します。</p> <p>◇災害時における避難生活について、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人など、本人や家族が安心して生活を送ることができる環境を整備します。</p>

(2) 地域住民の力を活かした防犯活動の推進

主 な 取 組
<p>◇小学校26校全校区において組織されている見守り隊の活動を支援します。</p> <p>◇地域安全活動及び暴力追放活動の取組として、鶴岡市防犯協会各支部が行う防犯活動の支援や、関係団体と連携した防犯活動を実施します。</p> <p>◇特殊詐欺を防止するための取組として、鶴岡警察署などの関係団体と連携し、詐欺被害防止のための啓発活動を推進します。</p> <p>◇消費者の権利、利益擁護と生活向上を図るため、消費生活センターを設置、消費者生活相談員を配置し、消費生活の相談や苦情に対応するとともに、正しい知識の啓発及び情報提供をしていきます。</p>

(3) 罪を犯した人を支える地域づくりの推進

主 な 取 組
<p>◇鶴岡市再犯防止推進計画に基づき、罪を犯した人が孤独を抱えないように見守り、福祉・就労、住まい等の支援を繋ぎながら円滑に社会復帰できるよう支えていくとともに、住民や関係機関の理解促進を図り、誰もが排除されずに支え合う地域づくりを推進します。</p> <p>◇山形県地域生活定着支援センターや検察庁、関係機関と連携し、罪を犯した人の社会復帰に向けて個別支援を進めるとともに、社会を明るくする運動の継続実施により更生保護活動の重要性を周知啓発していきます。</p>

■ 成果指標 ■

指標項目	令和 7 年度	目標値(令和12年度)
災害時要支援者個別避難計画の策定件数	640 件 (R6年度)	2,000 件※累計
災害時に要支援者に対する手助け等ができる方の割合	39.8%	51.0%
平均再犯者数	78 人 (R3年度の実数)	74 人以下 (R10 年度) ※1

※1 鶴岡市再犯防止推進計画の期間(R6年度～R10年度)の平均再犯者数は、R3年度(78人)を基準として5%以上減少を目標とし、R10年度に目標値を再評価する。

基本目標 6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進

■現状と課題■

日本全体で人口に占める高齢者の割合がピークを迎える2040年に向けては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加することが見込まれており、高齢者等が安心して療養生活を送るための在宅医療提供体制や介護サービスなどの地域のニーズに合わせた受け皿の整備が課題となっています。

また、医療現場では医師や看護師の不足や医療資源の偏在等、地域医療提供体制の課題にも直面しております。地域にある限られた医療・介護資源を有効に活用するためには、地域内や二次医療圏内の各医療機関の医療機能の明確化や役割分担など、広域的な連携を進めていく必要があります。

医療・介護・福祉の複合的ニーズを抱える高齢者等が増加する中で、在宅医療、緩和ケア、看取りなどを含めた、将来の病気や介護に備え、自身が望む医療やケアについて、前もって家族等と話し合い、考え方を共有する「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」に対する市民の理解を促進し、普及させていく必要があります。

■基本施策■

(1) 地域医療の理解促進とACPの普及啓発

主 な 取 組

- ◇市民・医療者・行政が地域医療の現状や課題についてともに学び、理解を深めながら、地域包括ケアシステムを地域全体で支え、機能させるために活動する「地域医療市民勉強会」を継続的に実施します。
- ◇ACPの普及に向け、医療・介護従事者等と連携して啓発活動に取り組みます。

(2) 医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアシステムの充実

主 な 取 組

- ◇入院時から在宅医療までスムーズな移行ができるよう、県が北庄内と南庄内の相互連携のために作成した庄内地域入退院ルールの普及に努めます。
- ◇地域電子カルテ「Net4U」や「ちょうかいネット」等の情報共有ツールの活用を促進し、切れ目のない医療・介護連携を推進します。
- ◇急性期から慢性期、介護施設をつなぐ医療・介護計画である地域連携パス及び地

主 な 取 組

域包括ケアパスの効果的な運用を推進します。

- ◇多職種チームアプローチによる嚥下の食支援や口腔ケアを行う活動を支援します。

(3) 地域の状況に応じた在宅医療の推進

主 な 取 組

- ◇一体的で切れ目のない在宅医療と介護を提供するため、鶴岡地区医師会、鶴岡市立荘内病院と協働し、医療や介護に関する相談窓口や多職種連携を目的とした研修会を開催するとともに、市民に医療・介護資源の情報をわかりやすく提供します。

- ◇緩和ケアの充実や啓発のために市民向け講座や講演会、医療福祉関係者向けの研修会を開催し、患者・家族の生活の質の向上、医療、介護、福祉従事者のスキルアップを図ります。

- ◇医療関係者や介護・福祉関係者と退院前カンファレンスを行い、スムーズに在宅復帰できるよう、退院支援の連携推進を図ります。

■ 成果指標 ■

指標項目	令和7年度	目標値(令和12年度)
地域医療市民勉強会の参加延べ人数 (1年度当たり)	140人	200人
在宅医療について知っている方の割合	49.7% (R5年度)	55.0%
ACP(アドバンス・ケア・プランニング)という取組を知っている方の割合	8.4% (R5年度)	11.0%

鶴岡市重層的支援体制整備事業実施計画

第1 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少、核家族による社会構造の変化が進むとともに、個人のライフスタイルの多様化に伴い、地域や家族のつながりが希薄化しています。また、個人や世帯の抱える課題は複雑化・複合化し、ひきこもり状態や、80代の親が50代の子の生活を支える8050問題、ヤングケアラーなど、既存の福祉制度の狭間にある様々な課題が顕在化してきています。

これらの課題に対応するため、市町村においては属性や分野に捉われない包括的な支援体制づくりが求められています。

そこで、国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、令和2(2020)年6月に社会福祉法の改正を行い、「対象者の属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

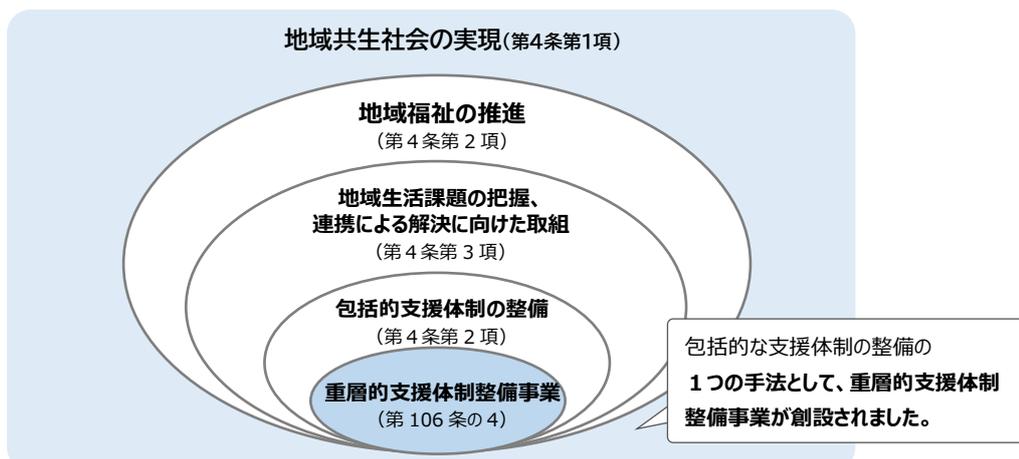
本市においては、地域共生社会の実現に向け、この「重層的支援体制整備事業」により、包括的な支援体制を整備することとし、本実施計画は、「重層的支援体制整備事業」を適切かつ効果的に推進するため、具体的な支援体制に関する事項について定めるものです。

2 計画の期間

本計画は、鶴岡市地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン 2025」と一体的に推進することから、本計画の計画期間は、地域福祉計画と同じ、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度の5年間とします。

なお、国の動向や制度等の変化により、計画の修正が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

社会福祉法における包括的支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の位置づけ



第2 計画の基本的な考え方

1 基本目標

一人ひとりが役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、行政、関係機関、地域住民等が連携・協働し、包括的な支援体制の整備を推進します。

目標1 身近な地域で気軽に相談できる福祉の総合相談体制づくり

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間に対応するため、行政や関係機関と連携し、世代・分野を問わない困りごとに対する相談支援体制の整備を進めます。また、人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の連携や対応力の向上を図ります。

目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

ひきこもり状態にある人や社会的孤立などにより、社会とのつながりが必要な人に対し、適切な支援に結びつけるコーディネート機能の充実を図るとともに、社会資源の調整を行います。

目標3 地域における孤立予防と住民主体による支え合いのまちづくり

地域で孤立しがちな人々を「気づきあい・つながりあい・支え合い・認め合う」地域支え合いの仕組みづくりを推進するため、行政や社会福祉の関係機関、NPO法人、ボランティア団体、民間の事業所等の地域の多様な主体との連携強化を進めます。

第3 重層的支援体制整備事業で実施する事業の概要

1 重層的支援体制整備事業の全体像

(1) 重層的支援体制整備事業を構成する各事業の相互関係

重層的支援体制整備事業は、次の5つの支援(事業)で構成されています。

- ① 属性を問わない相談支援
- ② 参加支援
- ③ 地域づくりに向けた支援
- ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援
- ⑤ 多機関協働による支援

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を加え、①から⑤を一体的に実施します。

具体的には、①生活上の課題について、相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、⑤支援関係機関の連携により支援を行い、④自ら支援につながる方が難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性構築に向けた伴走型支援を行います。

また、②社会とのつながりが希薄な方に対しては、本人や世帯の状況を丁寧に把握して、社会参加に向けた支援を提供します。

さらに、③介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施し、地域における交流・参加・学びの活動を活性化することを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

相談者に対する個別支援と地域活動を活性化するための支援、それを結びつける参加支援により、支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、地域全体で支え合う体制を構築します。

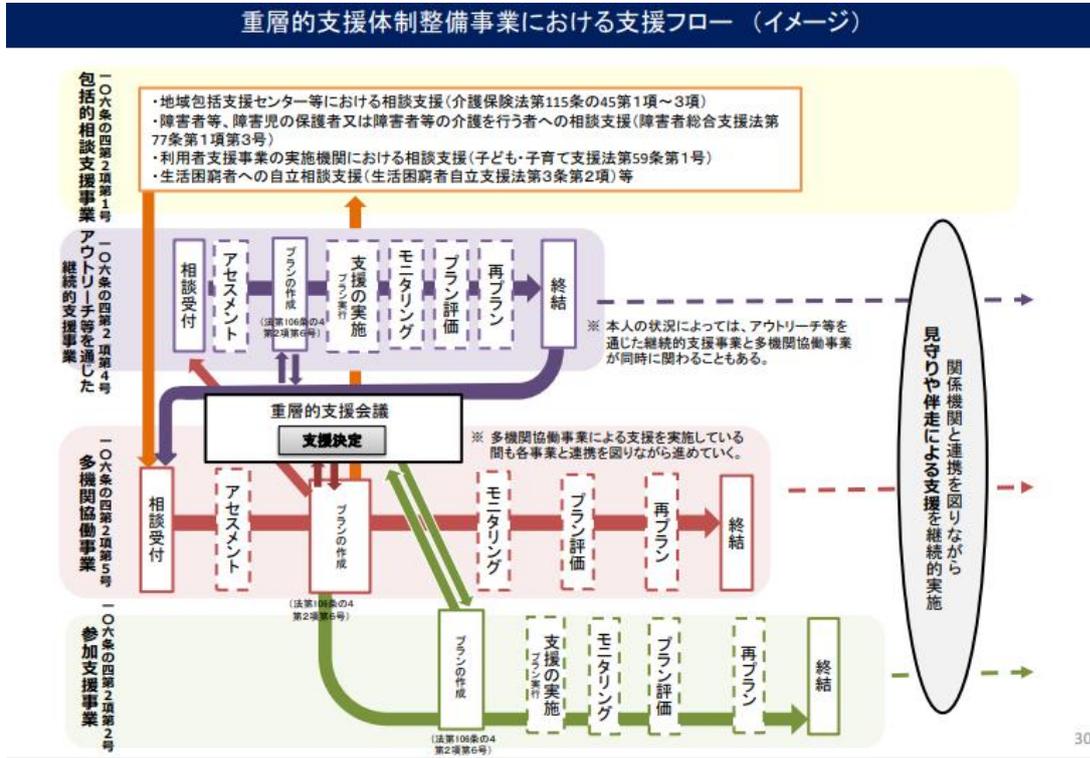
重層的支援体制整備事業を構成する各支援(事業)は、社会福祉法において、次のとおり規定、整理されています。

● 社会福祉法第106条の4第2項に基づく事業

機能		既存制度の対象事業等	本市の取組
相談支援 (第1号)	イ	【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター
	ロ	【障害】 障害者相談支援事業	障害者相談支援センターにこころ
	ハ	【子ども】 利用者支援事業	こども家庭センター
	ニ	【困窮】 自立相談支援事業	鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション
参加支援 (第2号) 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	—	鶴岡市社会福祉協議会に委託 (詳細は別記)
地域づくりに向けた支援 (第3号)	イ	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの (地域介護予防活動支援事業)	
		【介護】 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置
	ロ	【障害】 地域活動支援センター事業	障がい者地域生活支援センター翔
	ハ	【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等
	ニ	【困窮】 生活困窮者の 共助の基盤づくり事業	民生児童委員サポーター事業
アウトリーチ等を通じた継続的支援 (第4号) 訪問等により継続的につながり続ける機能	新	—	鶴岡市社会福祉協議会に委託 (詳細は別記)
多機関協働 (第5号) 世帯を取りまく支援関係者全体を調整する機能	新	—	鶴岡市社会福祉協議会に一部委託 (詳細は別記)
支援プランの作成 (第6号)		—	※多機関協働と一体的に実施

(2) 重層的支援体制整備事業の支援フロー

重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する事業であると同時に、課題を抱えた方に寄り添い、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、地域全体で支え合う、多層化した支援の連鎖であり、その支援のフローを図で表すと下記のとおりとなります。



出典:重層的支援体制整備事業における具体的な支援フローについて

2 事業の実施体制

(1) 包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、高齢、障害、子育て、生活困窮分野の各分野において実施されている既存の相談支援の取組みを活かしつつ、相談者の世代や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うものです。

また、各相談窓口で受けた相談のうち、複雑・複合化した支援ニーズを抱え単独の支援関係機関では対応が難しい事例について、支援の方向性の整理、関係機関間の役割分担の調整が必要な場合は、多機関協働事業につなぎ、各支援関係機関の専門性を生かしたチーム支援を行います。

① 実施体制

ア 地域包括支援センター【委託】

(担当課：地域包括ケア推進課)

地域包括支援センターは、介護の相談や健康、福祉、医療、生活に関する事など、高齢者の総合相談機関です。各地域包括支援センターには、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士をそれぞれ1名以上配置しており、介護予防ケアマネジメントや権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の役割を担っています。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
高齢	11	健楽園地域包括支援センター	第1学区・第4学区
		地域包括支援センターなえづ	第2学区・斎・黄金
		地域包括支援センターつくし	第3学区・湯田川・田川
		永寿荘地域包括支援センター	第5学区・京田・栄
		地域包括支援センターかたりあい	第6学区・大泉・上郷・三瀬・由良・小堅
		鶴岡西地域包括支援センター	大山・加茂・湯野浜・西郷
		地域包括支援センターふじしま	藤島地域
		地域包括支援センターはぐろ	羽黒地域
		地域包括支援センターくしびき	櫛引地域
		地域包括支援センターあさひ	朝日地域
		地域包括支援センターあつみ	温海地域

イ 障害者相談支援事業【委託】

(担当課：福祉課)

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、就労支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行います。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象者・対象圏域
障害	2	障害者相談支援センターにこころ	障害者・市内全域
		相談支援センターあおば	障害児・市内全域

ウ 利用者支援事業【直営】

(担当課：子育て推進課・こども家庭センター)

すべての妊産婦や子育て世帯が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行います。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
こども・子育て	1	こども家庭センター	市内全域

エ 自立相談支援事業【委託】

(担当課：福祉課)

失業等で生活困窮に直面した方に対し、早期段階で相談に応じ、相談者の状況に応じた包括的な支援と、伴走型の支援を通じて、社会的な自立に向けた支援を行います。

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
生活困窮	1	鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション	市内全域

オ 本市の関連事業

対象分野	相談機能（担当課）	相談内容
生活	総合相談（市民課）	相続や債務、空き家など生活上の困りごと全般に関する事
	消費生活センター（市民課）	悪質な訪問販売、通信販売のトラブル、インターネットなどによる被害等に関する事
保健健康	健康課	妊娠期から高齢期までの全ての年齢層の心と身体の健康に関する事
こころ	こころの健康相談（健康課）	不眠や抑うつ状態、依存症に関するこころの健康に関する事
ひきこもり	若者ひきこもり相談（健康課）	卒業後や進学・就職後、途中で社会に出ることに不安を抱えている等の相談に関する事
子育て	発達相談（こども家庭センター）	乳幼児期のお子さんを対象とした発達支援に関する事
	児童虐待相談（こども家庭センター）	児童虐待に関する相談や通告に関する相談に関する事
	困難を抱える女性の相談（こども家庭センター）	DV被害者等、困難を抱える女性の相談支援に関する相談に関する事
	こども総合相談（こども家庭センター・学校教育課）	こどもと家庭に関する悩みや心配事などに関する相談に関する事
教育	教育相談（学校教育課・教育相談センター）	いじめ等、教育全般の学校教育に関する相談に関する事 不登校、発達に関する相談に関する事
	就学相談会（学校教育課）	年長児を対象とした発達や発音、障害のあるお子さんの就学に関する相談に関する事
	青少年相談（青少年育成センター）	主に高校生年代を対象として、様々な問題、悩みに関する相談に関する事

カ 鶴岡市社会福祉協議会の関連事業

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
福祉全般	7	鶴岡福祉センター（地域福祉課）、生活支援課 藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海福祉センター	市内全域

（２）アウトリーチ等を通じた継続支援事業【委託】

アウトリーチ等を通じた継続支援事業は、複雑・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人や自ら助けを求める力が弱い人に対し、行政や支援関係機関、地域住民同士のネットワークなどから支援が届いていない人を把握し、本人との信頼関係を構築に向け、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

事業を委託する鶴岡市社会福祉協議会に担当職員（地域福祉ワーカー）を配置し、地域包括支援センター職員や市地区担当保健師、民生委員・児童委員等から、支援につながっていない人や自ら助けを求められない人の情報収集を行うとともに、当該者に対して、つながりの構築やニーズ把握に向けた継続的な電話・訪問などを行います。

（３）多機関協働事業【一部委託】

多機関協働事業は、市担当課（地域包括ケア推進課）と多機関協働事業者（鶴岡市社会福祉協議会）が役割分担をしながら、支援関係機関からつながれた複雑・複合化した支援ニーズを抱え単独の支援関係機関では対応が難しい事例などについて、相談支援機関が抱える課題の把握や各相談支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整を行う事業であり、支援者を支援する役割を担い、支援関係機関の連携の円滑化を進めるものです。

多機関協働事業による、支援関係機関の連携調整により、支援関係機関がそれぞれの専門性を生かし、関係者の連携の円滑化を図りながら、チームによる伴走支援を行います。

市では、業務担当職員を配置し、重層的支援会議の開催、支援プランの決定等を担うとともに、支援プランを通じた支援ニーズの把握・分析等により、事業の評価・検証を行います。

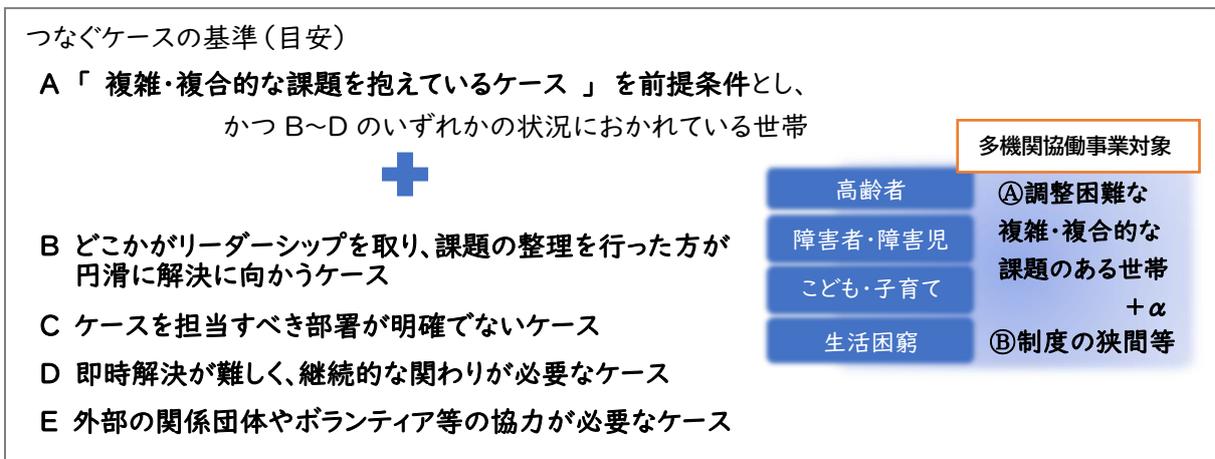
多機関協働事業者である鶴岡市社会福祉協議会は、専任職員を配置し、取扱う事例の選定や支援プラン案の作成、重層的支援会議開催に係る事前調整等、関係する支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理といった、事例全体に関わる種々の調整を行います。

①相談支援包括化推進員（仮称）の配置と役割

相談支援包括化推進員は、世帯全体の課題を受け止めるため、重層的支援会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進するものです。

市における各領域の相談支援機関や多機関協働事業者（鶴岡市社会福祉協議会）において、相談支援包括化推進員を配置し、下記の「つなぐケースの基準」に基づき、多領域の関係機関等による対応が必要とされるケースについて判断し、多機関協働事業者につなぎ、支援者の一人としてチーム支援に参画します。

②多機関協働事業に「つなぐケースの基準」



③重層的支援会議等の各種会議

複雑・複合化した課題や狭間の課題を抱える世帯を多分野が連携し一体的な支援を実施するため、重層的支援会議・支援会議を実施します。

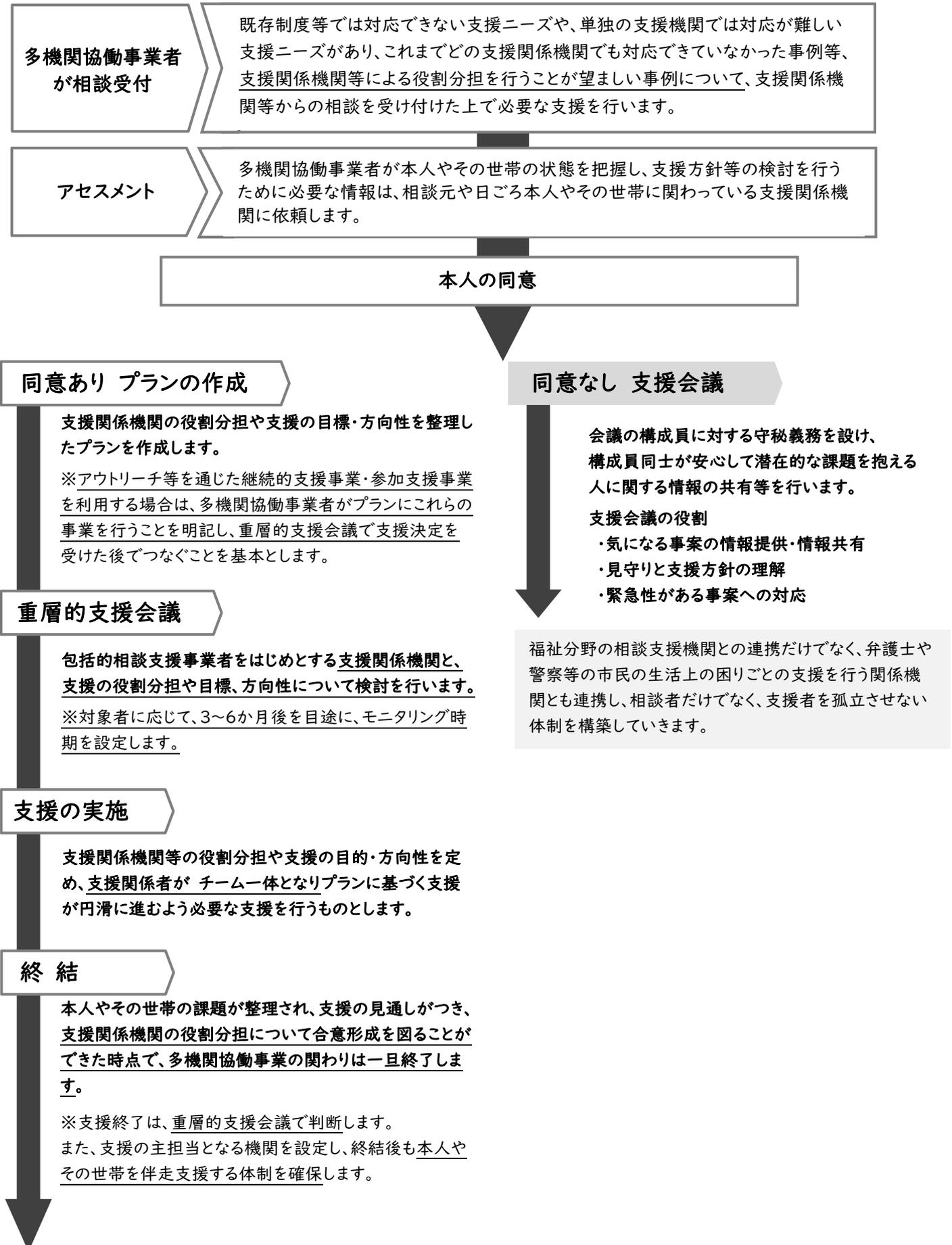
重層的支援会議は、個々の対象者に係る支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものです。一方、支援会議は、関係機関の狭間で、適切な支援につながらない事例の発生を防止するとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげることを目的とするものです。

支援会議と重層的支援会議の目的等を整理すると以下のとおりとなります。

● 支援会議と重層的支援会議の整理

会議名 (根拠法令)	重層的支援会議 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	支援会議 (社会福祉法第106条の6)
目的	<p>多機関協働事業において実施し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プラン案の適切性の協議 ・ 支援提供者によるプランの共有 ・ プラン終結時等の評価 ・ 個々のニーズに対応する<u>社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</u> 	<p>会議の構成員に守秘義務を設け実施し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなげられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討を可能とする。</u>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複雑化、複合化した支援ニーズを抱える地域住民やその世帯 ・ 単独の支援関係機関では対応が難しい事例 <p>●本人同意:必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援関係機関等がそれぞれ把握している複雑化、複合化した課題を抱える者やその世帯 ・ 自ら支援を求めることが困難な人(潜在的な相談者) <p>●本人同意:不要</p>
会議の構成員	<p>事例に応じて、必要な関係機関を招集します</p> <p>※想定される関係機関</p> <p>地域包括支援センター、障害者相談支援センターにこころ、こども家庭センター、鶴岡地域生活自立支援センターくらしす、地区担当保健師やケースワーカー等市役所関係課、民生児童委員、その他市長が必要と認めるもの</p>	
開催頻度	<p>市や多機関協働事業者である鶴岡市社会福祉協議会が必要と判断したときに、開催します</p>	

④多機関協働の流れ



(4) 参加支援事業【委託】

参加支援事業は、既存の各制度における社会参加への支援では対応できない個別性の高いニーズを有している場合、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施するものです。

鶴岡市社会福祉協議会に配置した地域福祉ワーカーを配置（兼務）が、既存の社会参加に向けた事業では対応できない人のため、本人やその世帯等の支援ニーズを丁寧に把握したうえで作成した支援プランに基づき、就労体験や交流経験など、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートを行います。

また、本人やその世帯の課題・ニーズに応じた支援につなげるため、既存の社会資源の拡充を図るほか、社会参加につながった後もフォローアップを行うなど、本人や社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

①社会参加に向けて想定される連携先

想定される主な連携先
<ul style="list-style-type: none">・いきいき百歳体操実施団体等の通いの場・就労準備支援事業所（したくホーム、あしたば・あぐりランド）・ひきこもり支援ステーションあしたば・各地域の活動、町内の活動、コミセン事業等・ちょぼら場等のボランティア活動団体・こどもの居場所づくりに関わる団体等

②地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制

参加支援事業の実施については、地域における資源開発又は既存の資源の拡充、そしてその資源を利用する本人や世帯に対するコーディネートが必要となるため、取組内容について関係者と検討するものとします。

(5) 地域づくり事業【一部委託】

地域づくり事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮の既存の地域づくりに関連する取組を活かしつつ、世代や分野を超えて住民同士が出会い交流できる多様な場や居場所の整備を行うほか、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組とのマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネートを行う事業です。こうした取組を通じて、様々な生きづらさを抱えた人たちが、地域において孤立してしまうことのないよう、住民一人ひとりが地域の中で何らかの役割を担えるような関係性や、住民同士による見守り、支援関係機関等と地域住民の連携・協働等が生まれる環境整備を推進します。

①実施体制

ア 地域介護予防活動支援事業

(担当課：地域包括ケア推進課)

地域における住民主体の介護予防活動の場(通いの場づくり)を支援し、介護予防の充実と社会参加の促進を図ります。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容
高齢	1	直営	介護予防支援員4名を配置し、「いきいき百歳体操」を主とした週1回程度実施する通いの場づくり支援
	58	補助金	身近な地域で主体的・継続的に介護予防活動に取り組む団体への支援

イ 生活支援体制整備事業

(担当課：地域包括ケア推進課)

支え合いのある地域づくりを支援するため、第1層生活支援コーディネーターと第2層生活支援コーディネーターを計12名配置し、住民・ボランティア・NPO・社会福祉法人・民間企業等の多様な主体による見守り・買い物・移送・サロンなど多様な取組のコーディネートを行い、地域の実情に合わせた互助の仕組みづくりを進め、高齢者等の生活支援・介護予防サービス提供体制の推進を図ります。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容
高齢	1	直営	市地域包括ケア推進課に第1層生活支援コーディネーターを配置
	11	委託	地域包括支援センター11か所に第2層生活支援コーディネーターを各1名ずつ配置

ウ 地域活動支援センター事業

(担当課：福祉課)

障害者が地域等で生活していくための支援を行い、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容
障害	1	委託	地域活動支援センター翔

エ 地域子育て支援拠点事業

(担当課：子育て推進課・こども家庭センター)

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

対象分野	箇所数	設置形態	実施内容	
こども 子育て	1	直営	一般型	こども家庭センター
	10	補助金		地域子育て支援センター等
	3	委託		子育て広場、地域子育て支援センター (羽黒・朝日)
	5	委託	連携型	各児童館
	2	その他		子育て支援センター、児童館(藤島)

オ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

(担当課：福祉課)

民生児童委員の負担を軽減し、活動しやすい環境を整えることで、なり手不足の解消を進めます。また、民生児童委員活動をサポートする経験によりを理解することで、将来的な委員候補の人材育成にもつなげます。こうした身近な地域における共助の取組を活性化させることで、地域福祉の一層の推進を図ります。

対象分野	委嘱人数	運営形態	実施内容
生活困窮	21	直営	民生児童委員サポーター事業

第4 実施計画の推進体制

(1) 市の推進体制

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画(Plan)を立て、実行(Do)し、その進捗状況を定期的に把握・評価(Check)したうえで、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルを回し、重層的な支援体制の構築に努めます。

なお、学識経験者や医療・福祉関係者、公募市民等で構成する地域福祉推進委員会(仮称)において、地域福祉計画の評価・検証と合わせて、評価・見直しを行います。



(2) 重層的支援体制整備事業の評価指標

複雑化・複合化した課題や狭間の課題を抱える世帯への相談支援に関する評価は、単に定量的な指標だけで評価できるものではなく、個別事例に関する身体的・精神的健康状態、経済的状况、居住環境等の状況、家族関係の状況、近隣等社会との関係などの改善が図られるなど、定性的な評価指標による評価も必要と考えられ、個別事例の評価指標については、今後、さらに検討します。その上で、本事業の経年的な変化などを把握するために、以下の評価指標を設定します。

多機関協働事業		
支援プランの策定件数	現状値(R7) 6件	目標値(R12) 12件
相談終結件数	1件	6件
アウトリーチを通じた継続支援事業		
地域からの情報等の支援対象者の把握件数(相談受付件数)	13件	36件
支援プランの策定件数(アウトリーチプラン)	2件	6件
参加支援事業		
支援プラン策定件数(参加支援プラン)	4件	6件

(3) 支援関係機関間の連携に関する事項

制度の狭間や複雑化・複合化した支援ニーズを抱え単独の支援関係機関では対応が難しい事例については、地域ケア推進担当者会議等の既存の会議体を活用するとともに、本事業において配置される地域福祉ワーカーが各支援関係機関との連携における調整役を果たすことで、関係機関の連携を強化し、既存の相談窓口の対応力の向上を目指します。

(4) 事業の見直しについて

国が示す、多機関協働事業と当該事業の交付金の方向性を踏まえた事業運営体制について、継続的に検討・見直しを行っていきます。

資料編

Ⅰ 鶴岡市の統計概要

表1 年齢区分別人口の推移および将来推計（単位：人）

	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
15歳未満	19,698	17,527	15,347	13,441	11,369	9,580	8,381	7,648	6,938	6,147
15歳～64歳	84,922	79,640	72,430	65,098	60,936	55,369	50,555	44,725	39,558	35,203
65歳以上	37,630	39,222	41,303	43,003	42,794	41,754	40,154	39,271	37,754	35,618
年齢不詳	134	234	572	805	-	-	-	-	-	-
合計	142,384	136,623	129,652	122,347	115,099	106,703	99,090	91,644	84,250	76,968

出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」（9月末現在）
令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

表2 年齢区分別人口割合の推移および将来推計（単位：％）

	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
15歳未満	13.8	12.9	11.9	11.1	9.9	9.0	8.5	8.3	8.2	8.0
15歳～64歳	59.7	58.4	56.1	53.6	52.9	51.9	51.0	48.8	47.0	45.7
65歳以上	26.5	28.8	32.0	35.4	37.2	39.1	40.5	42.9	44.8	46.3

※年齢不詳を除いた割合。

出典：平成17年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」（9月末現在）
令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

表3 類型別世帯数（単位：世帯）

		H17年	H22年	H27年	R2年
単身世帯	65歳以上単身世帯	3,750	4,171	5,135	5,951
	その他の単身世帯	6,460	6,662	6,655	7,347
核家族世帯	夫65歳以上・妻60歳以上夫婦のみ世帯	4,024	4,376	4,731	5,333
	その他の夫婦のみ世帯	3,248	3,194	3,133	3,022
	夫婦と子ども世帯	9,283	9,241	9,217	9,214
	ひとり親世帯	3,909	4,388	4,509	4,671
その他世帯	その他の親族世帯	14,520	13,137	11,450	9,672
	非親族を含む世帯	95	223	292	274
世帯の家族類型「不詳」		130	3	76	3
施設等の世帯		74	119	141	179
合計		45,493	45,514	45,339	45,666

出典：総務省「国勢調査」

表4 高齢者のみ世帯数（単位：世帯）

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
高齢者のみ世帯（ひとり暮らし）	4,760	4,861	4,912	5,048	5,372	5,468
高齢者のみ世帯（2人以上）	4,612	4,659	4,397	4,592	4,899	4,727

※「高齢者のみ世帯（ひとり暮らし）」：65歳以上単身世帯。

「高齢者のみ世帯（2人以上）」：令和6年以前は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦世帯および65歳以上の複数名で構成される世帯、令和7年は夫、妻ともに65歳以上の夫婦世帯および65歳以上の複数名で構成される世帯。

※各年度4月1日現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表5 認知症高齢者数の将来推計（単位：人、％）

	R7年	R12年	R17年	R22年	R27年	R32年
認知症有病者数	5,677	5,909	6,109	6,254	6,116	5,810
軽度認知障害（MCI）有病者数	6,518	6,624	6,628	6,493	6,200	5,907
合計	12,195	12,533	12,737	12,747	12,316	11,717
老年人口に占める割合（認知症+MCI）	28.5%	30.0%	31.7%	32.5%	32.6%	32.9%

出典：国立大学法人九州大学「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」を用いて、令和7年は鶴岡市「住民基本台帳」（9月末現在）、令和12年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）から算出

表6 地域包括支援センターの相談件数（単位：件、人）

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
新規件数		1,415	1,306	1,162	1,445	1,437	1,457	
相談者(延)	本人・家族・親族	24,365	22,670	21,480	21,096	21,916	19,858	
	その他	18,598	18,606	16,995	17,856	18,648	17,477	
	計	42,963	41,276	38,475	38,952	40,564	37,335	
相談形態(実)	電話	15,652	16,656	15,907	15,763	16,318	15,449	
	来所	2,822	2,769	2,461	2,529	2,624	2,372	
	訪問	10,476	9,392	8,016	7,810	7,932	7,439	
	FAX・メール	-	-	608	656	787	851	
	その他	1,689	1,734	1,208	1,256	1,268	1,102	
	計	30,639	30,551	28,200	28,014	28,929	27,213	
相談内容(延)	実態把握	1,996	1,933	1,734	1,640	1,771	1,567	
	権利擁護関係	虐待関係	857	858	646	596	1,169	1,077
		成年後見制度関係	470	436	481	474	469	464
		消費者被害関係	243	135	15	38	153	24
		その他	246	224	235	324	320	212
	介護関係	介護保険の申請・更新等	6,144	6,418	6,536	7,739	7,618	7,510
		施設入所	1,249	1,256	1,343	1,386	1,461	1,324
		介護者支援	705	883	798	963	1,158	1,205
	疾病・障害関係	認知症等	3,200	2,857	2,687	3,055	2,890	3,100
		精神疾患	913	1,056	1,229	1,002	779	847
		知的障害	101	88	112	227	110	103
		身体障害	2,178	2,947	2,285	2,536	2,101	2,741
	在宅福祉サービス調査	1,255	1,563	1,381	1,540	1,384	1,388	
	医療関係	1,650	2,096	1,971	2,239	1,883	1,968	
	経済的問題(生保含む)	721	770	748	686	818	813	
	事業対象者・要支援者	2,421	2,309	1,965	2,464	2,587	2,108	
その他	4,069	3,550	3,891	4,154	3,746	4,026		
介護予防ケアマネジメント	4,461	4,941	4,370	4,029	4,121	3,208		
指定予防支援	4,247	3,987	4,073	3,118	3,206	2,702		
計	37,126	38,307	36,500	38,210	37,744	36,387		

※新規件数は、今まで一度も関わりのなかった人の件数。

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表7 養護者による高齢者虐待件数（単位：件）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談・通報等新規受付件数	57	54	42	43	57	59
虐待事実が確認された件数	25	25	23	22	31	26

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表8 介護保険要支援・要介護認定者数（単位：人）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
要支援 1	829	878	864	783	811	780
要支援 2	945	947	979	957	960	971
要介護 1	1,880	1,883	1,693	1,619	1,604	1,597
要介護 2	1,522	1,491	1,424	1,396	1,468	1,383
要介護 3	1,204	1,151	1,082	1,114	1,082	1,025
要介護 4	1,106	1,113	1,093	1,105	1,117	1,110
要介護 5	1,033	956	933	917	919	905
合計	8,519	8,419	8,068	7,891	7,961	7,771

※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表9 介護サービス利用者数（単位：人）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
居宅	4,953	4,810	4,645	4,562	4,548	4,458
地域密着型	1,224	1,188	1,235	1,196	1,192	1,155
施設	1,389	1,390	1,403	1,341	1,380	1,416
合計	7,566	7,388	7,283	7,099	7,120	7,029

※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表10 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	うち18歳未満
元年度	視覚障害	117	120	19	10	28	17	311	0
	聴覚・平衡機能障害	7	91	81	150	2	222	553	4
	音声・言語・そしゃく機能障害	3	6	38	47	—	—	94	0
	肢体不自由	591	543	504	684	407	171	2,900	31
	内部障害	962	8	142	379	—	—	1,491	10
	計	1,680	768	784	1,270	437	410	5,349	45
R2年度	視覚障害	119	119	16	12	31	16	313	0
	聴覚・平衡機能障害	7	92	79	155	2	228	563	5
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	5	35	45	—	—	89	1
	肢体不自由	588	515	495	660	396	169	2,823	35
	内部障害	962	10	173	373	—	—	1,518	17
	計	1,680	741	798	1,245	429	413	5,306	58
R3年度	視覚障害	114	110	15	12	28	16	295	0
	聴覚・平衡機能障害	7	86	85	185	0	221	584	4
	音声・言語・そしゃく機能障害	4	6	30	44	—	—	84	1
	肢体不自由	563	490	480	635	380	161	2,709	34
	内部障害	951	12	157	328	—	—	1,448	17
	計	1,639	704	767	1,204	408	398	5,120	56
R4年度	視覚障害	111	104	18	11	24	12	280	0
	聴覚・平衡機能障害	8	84	80	192	0	198	562	4
	音声・言語・そしゃく機能障害	2	6	31	43	—	—	82	1
	肢体不自由	517	451	424	577	385	150	2,504	36
	内部障害	913	13	196	355	—	—	1,477	16
	計	1,551	658	749	1,178	409	360	4,905	57
R5年度	視覚障害	112	95	17	11	24	11	270	1
	聴覚・平衡機能障害	7	81	73	213	0	194	568	3
	音声・言語・そしゃく機能障害	2	6	31	43	—	—	82	1
	肢体不自由	498	430	405	549	374	143	2,399	38
	内部障害	904	12	209	357	—	—	1,482	19
	計	1,523	624	735	1,173	398	348	4,801	62
R6年度	視覚障害	110	90	14	12	27	10	263	2
	聴覚・平衡機能障害	8	80	72	225	0	187	572	3
	音声・言語・そしゃく機能障害	1	6	29	41	—	—	77	1
	肢体不自由	475	408	381	524	352	136	2,276	34
	内部障害	892	12	235	372	—	—	1,511	16
	計	1,486	596	731	1,174	379	333	4,699	56

※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表 1 1 療育手帳所持者数 (単位：人)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
A	442 (48)	439 (52)	437 (46)	446 (50)	444 (57)	437 (49)
B	724 (136)	749 (151)	750 (140)	764 (135)	768 (143)	780 (139)
計	1,166 (184)	1,188 (203)	1,187 (186)	1,210 (185)	1,212 (200)	1,217 (188)

※ () はうち 18 歳未満の所持者数。

※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表 1 2 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
1 級	138 (0)	131 (0)	125 (0)	111 (0)	106 (0)	103 (1)
2 級	422 (0)	431 (1)	416 (1)	407 (0)	433 (0)	421 (0)
3 級	221 (1)	217 (2)	238 (2)	250 (3)	253 (2)	286 (2)
計	781 (1)	779 (3)	779 (3)	768 (3)	792 (2)	810 (3)

※ () はうち 18 歳未満の所持者数。

※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表 1 3 自立支援医療 (精神通院医療) の受給者数 (単位：人)

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
受給者数	1,486	1,525	1,551	1,597	1,619	1,691

※各年度末現在

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表14 障害者相談支援事業の状況（単位：人）

利用者数	R3年度			R4年度			R5年度			R6年度			
	障害者	障害児	計	障害者	障害児	計	障害者	障害児	計	障害者	障害児	計	
実人数	747	563	1,310	691	450	1,141	958	455	1,413	661	468	1,129	
延 人 数	身体障害	2,233	148	2,381	2,151	224	2,375	2,271	124	2,395	2,015	133	2,148
	重症心身障害	318	30	348	366	82	448	330	31	361	276	29	305
	知的障害	3,260	580	3,840	3,429	600	4,029	3,846	542	4,388	3,895	497	4,392
	精神障害	2,086	6	2,092	2,318	1	2,319	2,378	15	2,393	2,140	53	2,193
	発達障害	260	324	584	268	267	535	320	652	972	267	711	978
	高次脳機能障害	79	0	79	120	0	120	127	0	127	138	0	138
	その他	943	317	1,260	868	315	1,183	586	386	972	519	345	864

（単位：件）

支援方法	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
訪問	2,293	2,108	2,522	2,513
来所相談	853	633	731	784
同行	318	258	361	345
電話相談	4,025	3,356	3,595	3,652
電子メール	176	115	166	93
個別支援	99	41	77	98
関係機関	6,370	7,566	7,531	7,257
その他	320	630	283	228
計	14,454	14,707	15,266	14,970

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表15 出生数および合計特殊出生率（単位：人）

		H17年	H22年	H27年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
出生数	鶴岡市	1,045	1,024	889	702	681	686	623	611
合計特殊 出生率	鶴岡市	1.47	1.62	1.59	1.43	1.41	1.44	1.37	1.39
	山形県	1.45	1.48	1.48	1.40	1.37	1.32	1.32	1.22
	全国	1.26	1.39	1.45	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

※合計特殊出生率：15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子供の数に相当する。

出典：山形県「山形県統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」

表16 出生率（単位：‰）

	H17年	H22年	H27年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
鶴岡市	7.4	7.5	6.9	5.7	5.6	5.7	5.2	5.2
山形県	7.7	7.4	7.0	6.0	5.9	5.6	5.5	5.1
全国	8.4	8.5	8.0	7.0	6.8	6.6	6.3	6.0

※出生率：人口1,000人に対する1年間の出生数の割合。

出典：山形県「山形県統計年鑑」、厚生労働省「人口動態統計」

表17 子どもに関する相談件数（単位：件）

項目	内容	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
妊娠・出産	妊娠・出産・授乳・手続き等	48	41	43	28	13	1,240
子育て	基本的習慣・育児方法・生活環境・予防接種・身体症状・発育等	1,125	1,733	1,727	2,210	2,219	1,942
障害関係	発達障害（幼児～高校生）・その他障害・手続き等	812	961	748	745	698	586
幼稚園・保育園	園生活・手続き等	107	112	84	48	53	67
小学校	学校生活・家庭生活・不登校等	88	341	175	157	148	82
中学校	学校生活・家庭生活・不登校等	67	79	67	98	92	63
高等学校	学校生活・家庭生活・不登校等	39	70	72	56	29	15
虐待・養護	身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト・家庭の問題等	1,237	1,169	838	508	550	561
非行	く犯行為・触法行為等	11	0	5	6	7	1
ひとり親	生活一般・児童・経済的支援・生活援護等	-	-	-	-	-	217
その他	子育て情報、問い合わせ等	407	364	306	136	115	102
合計		3,941	4,870	4,065	3,992	3,924	4,876
(内数) 子ども総合相談窓口相談件数		221	133	85	67	77	47

※相談件数はこども家庭センターに相談のあった件数。

※妊娠・出産等に関する相談は令和6年度からこども家庭センターで所管、対応している。

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表18 児童虐待通告件数および認定数（市受付分）（単位：件）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
非認定件数	55	21	22	10	18	2
認定件数	38	56	42	26	38	52
全通告件数	93	77	64	36	56	54

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表19 学年別不登校児童・生徒数（単位：人、％）

		小学校						中学校			小学校	中学校
		1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	1学年	2学年	3学年		
R2 年 度	児童生徒総数	907	887	988	986	983	1,011	1,032	1,095	1,054	5,762	3,181
	年度末不登校 実数	2	1	4	4	8	11	24	35	39	30	98
	出現率（％）	0.22	0.11	0.40	0.41	0.81	1.09	2.33	3.20	3.70	0.52	3.08
R3 年 度	児童生徒総数	846	906	889	988	979	983	1,002	1,033	1,093	5,591	3,128
	年度末不登校 実数	1	1	6	5	11	14	43	40	36	38	119
	出現率（％）	0.12	0.11	0.67	0.51	1.12	1.42	4.29	3.87	3.29	0.68	3.80
R4 年 度	児童生徒総数	899	847	910	891	986	980	983	1,000	1,030	5,513	3,013
	年度末不登校 実数	3	0	6	11	14	17	24	72	44	51	140
	出現率（％）	0.33	0.00	0.66	1.23	1.42	1.73	2.44	7.20	4.27	0.93	4.65
R5 年 度	児童生徒総数	806	901	839	909	892	986	972	983	1,000	5,333	2,955
	年度末不登校 実数	1	4	7	12	27	24	43	42	81	75	166
	出現率（％）	0.12	0.44	0.83	1.32	3.03	2.43	4.42	4.27	8.10	1.41	5.62
R6 年 度	児童生徒総数	748	802	903	838	909	890	903	967	984	5,090	2,854
	年度末不登校 実数	5	5	12	15	20	34	45	70	55	91	170
	出現率（％）	0.67	0.62	1.33	1.79	2.20	3.82	4.98	7.24	5.59	1.79	5.96

※各学校から報告があった実数で、年間30日以上欠席（不登校の基準）があった児童生徒数。

※児童生徒総数：「学校基本調査」（各年度5月1日現在）。

出典：学校教育課

表 2 0 就学援助（単位：人、％）

	R4 年度			R5 年度			R6 年度		
小中学校児童生徒数	8,527			8,272			7,944		
うち	要保護者	準要保護者	合計	要保護者	準要保護者	合計	要保護者	準要保護者	合計
小学校	12	339	351	15	373	388	15	323	338
中学校	16	221	237	14	225	239	11	234	245
合計	28	560	588	29	598	627	26	557	583
就学援助率	6.9%			7.6%			7.3%		

※要保護者：生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者。

※準要保護者：市町村教育委員会が生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

※就学援助率は、要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童生徒数で除して算出したもの。

※各年度末数

表 2 1 平均寿命（単位：歳）

		H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
男性	鶴岡市	77.1	77.7	79.2	80.2	80.9
	山形県	77.7	78.6	80.0	80.5	81.4
	全国	77.7	78.8	79.6	80.8	81.5
女性	鶴岡市	84.5	85.4	86.5	86.8	87.6
	山形県	84.6	85.7	86.3	87.0	87.4
	全国	84.6	85.8	86.4	87.0	87.6

出典：厚生労働省「市町村別生命表」

表 2 2 死亡者数と主な死因（単位：人）

	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R3 年	R4 年
悪性新生物	460	486	503	432	514	476
心疾患	254	301	245	308	328	312
老衰	47	76	166	202	249	289
脳血管疾患	155	159	180	130	131	173
肺炎	169	206	160	101	102	112
不慮の事故	50	54	53	48	57	61
自殺	57	33	33	30	26	26
死亡者総数	1,590	1,749	1,804	1,775	1,963	2,100

出典：山形県「保健福祉統計年報」

表 2 3 死亡場所別の死亡数の割合（単位：％）

		病院・診療所	介護医療院・介護老人保健施設・ 老人ホーム	自宅	その他
		鶴岡市	H29 年	69.6	13.6
	R2 年	64.2	16.4	17.9	1.5
	R5 年	59.5	20.5	18.8	1.2
山形県	H29 年	73.4	13.9	10.7	1.9
	R2 年	68.4	17.4	12.7	1.5
	R5 年	65.5	19.9	13.4	1.2
全国	H29 年	74.8	9.9	13.2	2.1
	R2 年	69.9	12.5	15.7	1.9
	R5 年	65.7	15.5	17.0	1.8

出典：厚生労働省「人口動態統計」から算出

表 2 4 民生委員・児童委員の委嘱の状況（単位：人）

民生区	学区等	男	女	計	民生区	学区等	男	女	計
第 1 民生区	第 1 学区	7	13	20	第 11 民生区	上 郷	4	4	8
第 2 民生区	第 2 学区	8	8	16	第 12 民生区	豊 浦	2	8	10
第 3 民生区	第 3 学区	7	13	20	第 13 民生区	加茂・湯野浜	1	9	10
第 4 民生区	第 4 学区	3	8	11	第 14 民生区	大山・西郷	7	16	23
第 5 民生区	第 5 学区	3	13	16	藤島民生区	藤島全域	9	25	34
第 6 民生区	第 6 学区	7	8	15	羽黒民生区	羽黒全域	15	8	23
第 7 民生区	斎・黄金	7	2	9	櫛引民生区	櫛引全域	12	10	22
第 8 民生区	湯田川・田川	5	4	9	朝日民生区	朝日全域	13	9	22
第 9 民生区	大 泉	2	7	9	温海民生区	温海全域	12	20	32
第 10 民生区	京田・栄	4	4	8	合 計		128	189	317

※令和 8 年 3 月 1 日現在

出典：福祉課

表 2 5 民生児童委員サポーターの委嘱の状況（単位：人）

	人数
民生児童委員サポーター	20

※令和 8 年 3 月 1 日現在

出典：福祉課

表 2 6 生活保護率（単位：‰）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
鶴岡市	10.9	11.0	11.1	11.2	11.4
山形県	7.3	7.4	7.3	7.4	7.4
全国	16.3	16.2	16.2	16.2	16.2

※人口 1,000 人当たりの保護率。

※各年度 1 か月平均。

出典：厚生労働省「被保護者調査」（令和 2 年度～令和 5 年度は確定値、令和 6 年度は概数）から算出
鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」から算出

表 2 7 被保護世帯の世帯類型別の割合（単位：％）

	世帯類型	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
鶴岡市	高齢者世帯	47.6	49.9	54.9	57.2	57.8
	母子世帯	2.4	2.0	2.1	2.0	1.6
	傷病者・障害者世帯	28.9	28.2	28.4	27.9	27.6
	その他世帯	21.1	19.9	14.6	12.9	13.0
山形県	高齢者世帯	54.7	54.9	56.1	56.1	55.9
	母子世帯	2.7	2.6	2.3	2.2	2.3
	傷病者・障害者世帯	27.0	26.7	26.8	27.2	27.3
	その他世帯	15.6	15.8	14.8	14.5	14.5
全国	高齢者世帯	55.5	55.6	55.6	55.3	55.2
	母子世帯	4.6	4.4	4.1	3.9	3.8
	傷病者・障害者世帯	24.8	24.8	24.9	25.0	25.1
	その他世帯	15.0	15.2	15.5	15.8	15.9

※各年度 1 か月平均。

出典：厚生労働省「被保護者調査」（令和 2 年度～令和 5 年度は確定値、令和 6 年度は概数）から算出
鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」から算出

表 28 生活困窮者自立支援 相談支援事業（単位：件、人）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
新規相談受付件数	186	387	322	183	175	152
プラン作成件数	40	38	12	15	21	23
就労支援対象者数	31	27	11	13	19	20
一般就労総数	31	49	45	23	25	15
増収者数(総数)	20	16	4	5	0	4

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表 29 就労準備支援事業（単位：人、回）

	登録者数（新規）		実施回数	就労体験 実施人数 （延べ）	就労数 （一般就労等 総数）	体験就労 受入事業所等 数
	内、ひきこもり等 経験者数					
R 元年度	21	6	145	153	12	15
R2 年度	2	2	172	542	13	6
R3 年度	5	0	208	540	7	5
R4 年度	6	0	241	844	2	7
R5 年度	7	4	231	547	3	8
R6 年度	9	7	239	1188	6	8

※就労数とは、何らかの就労先につながった数（障害サービス等の就労含む）。

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表 30 成年後見制度の市長申立件数（単位：件）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
高齢者	5	5	12	11	12	4
障害者	1	1	1	1	1	1

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」、福祉課

表 31 日常生活自立支援事業の利用状況（単位：件、人）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
相談件数	2,406	1,999	2,149	2,283	2,262	2,599
新規契約件数	38	55	36	48	29	20
利用者数	164	193	193	205	198	178

出典：鶴岡市健康福祉部「健康福祉の概要」

表3-2 居住世帯の有無別建物数（単位：戸）

	H25年	H30年	R5年
居住世帯あり	41,170	44,520	43,540
居住世帯なし	5,380	7,130	7,400
合計	46,550	51,650	50,940

※集合住宅等については一部屋1戸で集計。

出典：総務省「住宅・土地統計調査」

表3-3 単位自治組織の加入世帯数および加入率（単位：世帯、％）

	H29年	R元年	R3年	R5年	R7年
世帯数	48,486	48,718	49,182	49,336	49,293
町内会加入世帯数	41,260	41,060	40,943	40,779	40,383
加入率	85.1%	84.3%	83.2%	82.7%	81.9%

※世帯数は各年3月31日現在、町内会加入世帯数は各年4月1日現在

出典：鶴岡市「住民基本台帳」、コミュニティ推進課

表3-4 自主防災組織数および組織率（単位：組織、世帯、％）

自主防災組織数	全世帯数(A)	組織されている地域の世帯数(B)	組織率 (B/A)
462	49,486	49,483	99.99%

※令和7年12月31日現在

出典：防災安全課

表3-5 刑法犯発生率（単位：件）

	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
全国	593.3	486.6	452.7	481.3	565.6
山形県	300.4	290.2	289.9	277.7	291.0
鶴岡市	302.6	323.5	257.6	183.9	233.7

※刑法犯発生率：人口10万人当たりの刑法犯認知件数。

出典：法務省「犯罪白書」、山形県警察「山形県内の犯罪統計」

表3-6 刑法犯認知件数・検挙件数・検挙人数（単位：件、人）

	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
認知件数	426	414	343	245	291
検挙件数	269	358	283	209	231
検挙人数	191	201	180	153	152

※数値は鶴岡警察署管内（鶴岡市、三川町）。

出典：鶴岡市「鶴岡市の統計」

表37 検挙者（少年を除く）の犯罪種別件数（単位：件）

	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
粗暴犯	82	67	63	57	63
凶悪犯	0	1	1	0	1
窃盗犯	71	83	82	69	65
知能犯	10	14	12	8	12
風俗犯	5	3	5	0	1
その他	10	19	11	10	5
検挙者総数	178	187	174	144	147

※数値は鶴岡警察署管内（鶴岡市、三川町）。

※刑法犯：刑法（危険運転致死傷、過失運転致死傷等を除く）及び爆発物取締罰則や暴力行為等処罰法などの特別法に規定される犯罪。

- 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等の罪
- 凶悪犯…殺人、強盗、放火、強制性交等の罪
- 窃盗犯…窃盗の罪
- 知能犯…詐欺、横領（占有離脱物横領を除く）、偽造等の罪
- 風俗犯…賭博、わいせつの罪
- その他…上記以外の罪種
- 少年…犯行時年齢が20歳未満の者

出典：法務省矯正局提供データ

表38 在宅医療に関連する統計調査等のデータ（単位：人、施設、%）

データ時点	1月1日		3月31日			3月31日				
	人口 (人)	うち 65歳以上	在宅療養 支援病院	うち 機能強化型 (単独)	うち 機能強化型 (連携)	うち 従来型	在宅療養 支援診療 所	うち 機能強化型 (単独)	うち 機能強化型 (連携)	うち 従来型
R元年	126,443	43,029	1	0	0	1	18	0	0	18
R2年	124,693	43,190	1	0	0	1	18	0	0	18
R3年	123,259	43,524	1	0	0	1	18	0	0	18
R4年	121,517	43,539	1	0	0	1	19	0	0	19
R5年	119,609	43,351	1	0	0	1	19	0	0	19

データ時点	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	10月1日	1月～12月	1月～12月
	訪問看護ステーション	訪問看護ステーションの看護職員数（常勤換算）	うち24時間対応のSTの看護職員数（常勤換算）	介護療養型医療施設病床数	介護老人保健施設設定員	介護老人福祉施設設定員	小規模多機能型居宅介護事業所	複合型サービス事業所	自宅死の割合	老人ホーム死の割合
R元年	8	45	46	6	448	804	12	0	15.0%	10.9%
R2年	8	45	45	6	423	804	13	0	17.9%	11.7%
R3年	9	53	53	6	423	804	13	-	20.5%	13.8%
R4年	10	80	75	6	423	804	13	0	19.0%	14.6%
R5年	12	63	50	0	423	804	11	0	18.8%	14.8%

出典：厚生労働省「在宅医療にかかる地域別データ集」

2 鶴岡市の福祉ニーズアンケート調査の概要

本計画の策定に当たり、市民の日頃の暮らしの困りごとや、地域の課題及び地域の支え合い状況について伺い、計画づくりに反映するためにアンケート調査を行いました。

■アンケートの名称

鶴岡市の福祉ニーズに関するアンケート調査

■アンケート調査の実施内容

対 象	18歳以上の鶴岡市民（年代と居住地域による層化2段抽出）
調査期間	2024年8月28日～2024年9月13日
調査方法	郵送によって調査用紙を送付（回答は、郵送とQRコードによる。）
送付数	2,000件
回答数	737件
回答率	36.9%

■調査結果のポイント

（属性）

- ①回答者の年代は、各年代は分散しており、10～40才代の回答が合わせて43.4%となっており、若い世代の回答を得ることができている。
- ②居住する地域を市内18地域に区分し、各地域の回答数は分散しており、平均41名となっている。
- ③世帯状況は、「2世代（両親と子ども）」が36.5%、続いて「3世代世帯（親と子どもと孫）」が23.7%となっている。「夫婦のみ世帯（1世代世帯）」が、17.2%、「単身世帯」が9.8%となっている。
- ④経済的な状況は、「あまり余裕がない」が51.4%、「非常に苦しい」が13.0%と合わせて64.4%と、かなり高い比率を示している。
- ⑤現在の住まいは、「持ち家（一戸建て）」が87.2%とほとんどを示している。

（福祉サービスの利用状況）

- ⑥「福祉サービスを利用している」と回答した人は27.7%であり、その内容としては、介護サービスが75.5%と約4分の3となっている。

（健康状態）

- ⑦身体的に健康でない（「あまり」と「健康でない」の計）と回答した人は、30.0%となっている。

⑧精神的に健康でない(「あまり」と「健康でない」の計)と回答した人は、26.6%となっている。

(孤独感・孤立感)

⑨主観的な孤独感を有する人は、「時々ある」が9.2%、「しばしばある・常にある」が4.7%であり、内閣府の全国調査(2023年)では、「しばしばある・常にある」が4.8%であり、ほぼ同数となっている。

⑩UCLA 孤独感尺度によると、孤独感が「10~12点(常にある)」の比率は、5.9%、「7~9点(ときどきある)」が41.9%であり、内閣府の全国調査とほぼ同数の結果となっている。

(社会参加の状況)

⑪社会参加については、「1年以上前から参加している」のは、自治会や町内会が40.3%、職場内の会やグループが20.8%、趣味の会やグループが19.7%の順である。その一方、「参加していないが、機会があれば参加したい」は、趣味の会やスポーツクラブが23.7%、ボランティアやNPOが21.0%、地域のサロンや居場所が19.8%と比較的高い比率を示している。

(最近の暮らしで困っていること)

⑫「大変困っている」、「ある程度困っている」を合わせた比率は、「物価の高騰や経済的なこと」が79.1%と、他と比較して最も高くなっている。続いて「介護に関すること」が30.1%、「住まいに関すること」が29.6%、「子育てに関すること」が28.1%となっている。「家族関係に関すること」は10.4%であり必ずしも低くない比率を示している。

(困っている時に頼れる人の有無、頼れる人)

⑬「通院や買い物の世話をしてくれる人がいない」と回答した人は10.3%、「家庭や仕事のこと等で精神的に苦しいときに頼れる人がいない」が9.4%、「重要な事柄の相談で頼れる人がいない」が8.5%、「病院や福祉施設に入所・入院する際に身元保証人として頼れる人がいない」が7.3%となっている。

(住んでいる地域の課題)

⑭住んでいる地域の課題として、「かなりあてはまる」・「ある程度あてはまる」と回答した比率が高いのは、「少子化や人口が減っていくことが心配である」が合わせて74.1%、「災害があった場合に心配である」が64.1%、「町内会や自治会の役員が高齢化し、担い手が不足している」が62.7%の順となっている。地域別のデータからは、地域の地理的条件や利便性、人口減少や高齢化の進展状況などによって地域の課題

についての認識に違いが示されている。

(近所づきあいについて)

- ⑮ 普段の近所づきあいについては、「合えばあいさつする程度」が27.5%と最も高く、次いで「助け合うまではいかないが、親しく話している人がいる」が25.0%、「困った時に助け合える人がいる」が20.5%となっている。一方、「つきあいはほとんどない」が6.0%となっている。

(地域活動・ボランティア活動について)

- ⑯ 地域活動・ボランティア活動に現在参加している人は24.0%と、全体の約4分の1となっている。「過去には参加していたが、現在は参加していない」が15.3%、「参加していない」が57.9%となっている。

(地域活動・ボランティア活動に関する情報の入手について)

- ⑰ 地域活動・ボランティア活動に関する情報入手について、「十分に入手できている」が10.4%にとどまり、「十分ではないが入手できている」が43.3%、「ほとんど入手できていない」が29.6%となっている。

(住民同士のささえあい、ボランティア活動について)

- ⑱ 住民同士のささえあい・助け合いの必要性について「とても必要だと思う」が17.2%、「必要だと思う」が51.6%となっている。
- ⑲ 住民同士のささえあい、ボランティア活動に特に必要なことは、「ともに活動する仲間や友人がいること」が47.6%、続いて「家の近くでできること」が37.6%、「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」が30.7%となっている。
- ⑳ 住民同士のささえあい、ボランティア活動のできることは、「日常での安否確認や声かけ」が48.4%、続いて「災害時避難の手助け」が39.8%となっている。
- ㉑ 住民同士のささえあい、ボランティア活動で地域の人に頼みたいことは、「災害時避難の手助け」が31.1%、続いて「日常での安否確認や声かけ」が21.6%、「具合がよくない時に、病院や救急などへの連絡」が17.8%となっている。
- ㉒ 地域活動・ボランティア活動への参加意思は、「できるだけ取り組んでいきたい」が8.5%、「機会があれば取りくんでもよい」が41.9%となっている。

(福祉サービスや制度についての情報の入手について)

- ㉓ 福祉サービス制度についての情報の入手について、「十分に入手できている」が5.8%、「十分ではないが入手できている」が40.3%となっている。

(困り事が生じた場合の相談)

- ㉔ 福祉や介護に関する相談窓口に相談できるかについて、「必要であればすぐに相談

できる」が30.7%、「情報があれば相談できる」が42.9%、「情報があってもなかなか相談できない」が14.1%となっている。

(福祉施策の重要度について)

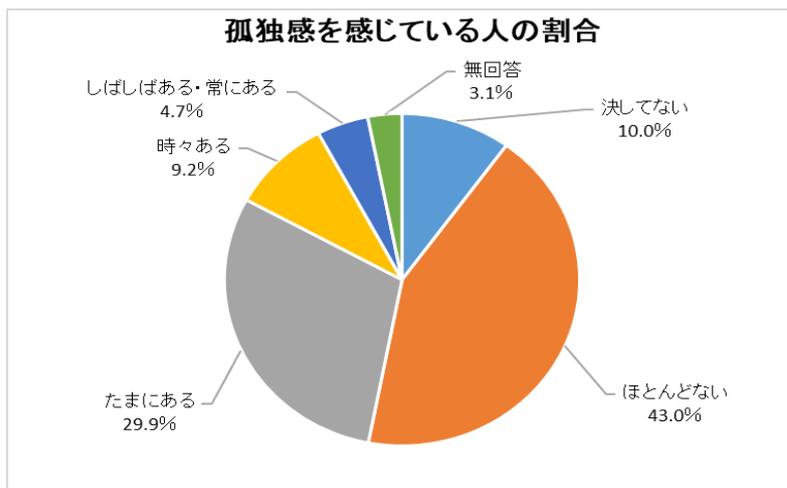
⑳「かなり重要である」の比率が高いのは、「福祉や介護の人材の確保や養成」が42.7%、「福祉サービス・福祉制度に関する情報提供の充実」が39.2%、続いて「身寄りがない人の身元保証や死後の対応」が36.8%となっている。

(災害時避難行動要支援者対策についての行政への期待)

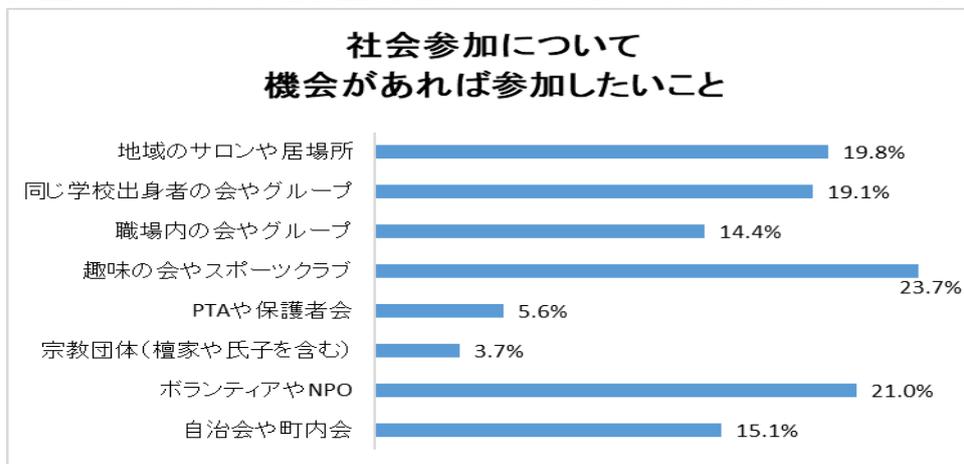
㉑「避難所での必要な配慮」が44.9%、続いて「地域での協力体制づくりの支援」が36.8%、「避難行動要支援者の世帯情報を活用し、緊急時の対応活動を行う」が28.9%となっている。

■ 調査結果のグラフ(地域福祉計画策定に関する主な項目を抜粋)

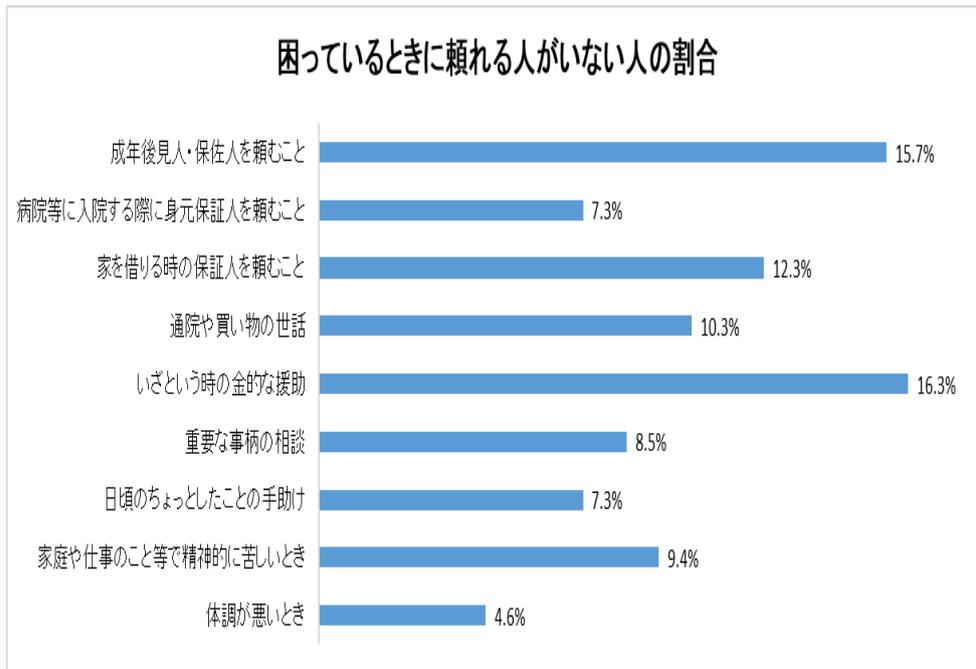
調査結果のポイント⑨【主観的な孤独を有する人の割合について】



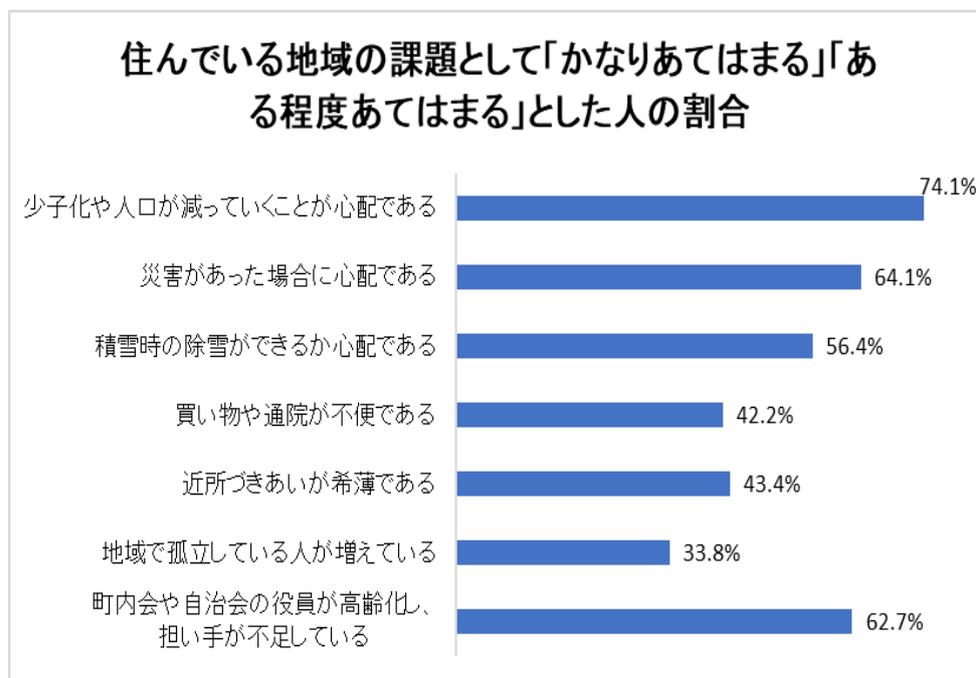
調査結果のポイント⑩【社会参加について機会があれば参加したいこと】



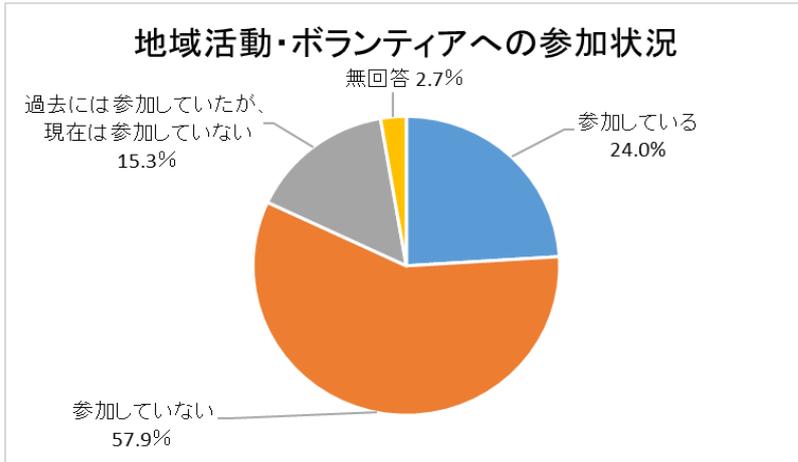
調査結果のポイント⑬【困っているときに頼れる人がいない人の割合】



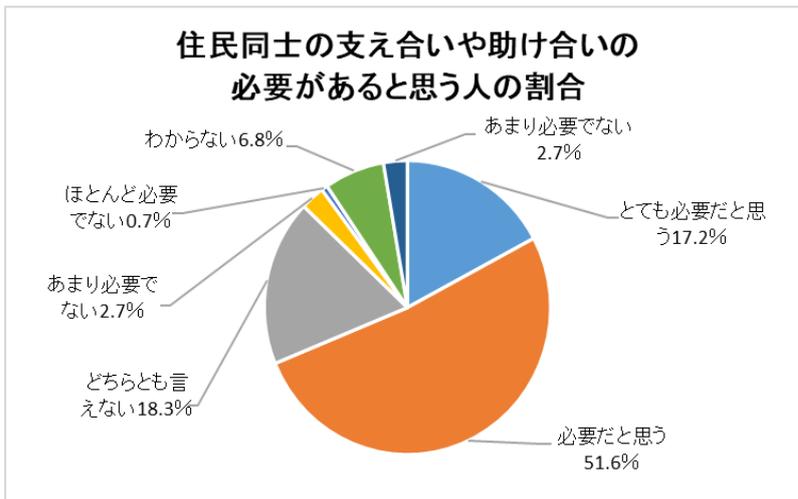
調査結果のポイント⑭【住んでいる地域の課題について、あてはまること】



調査結果のポイント⑯【地域活動・ボランティアに参加している状況】

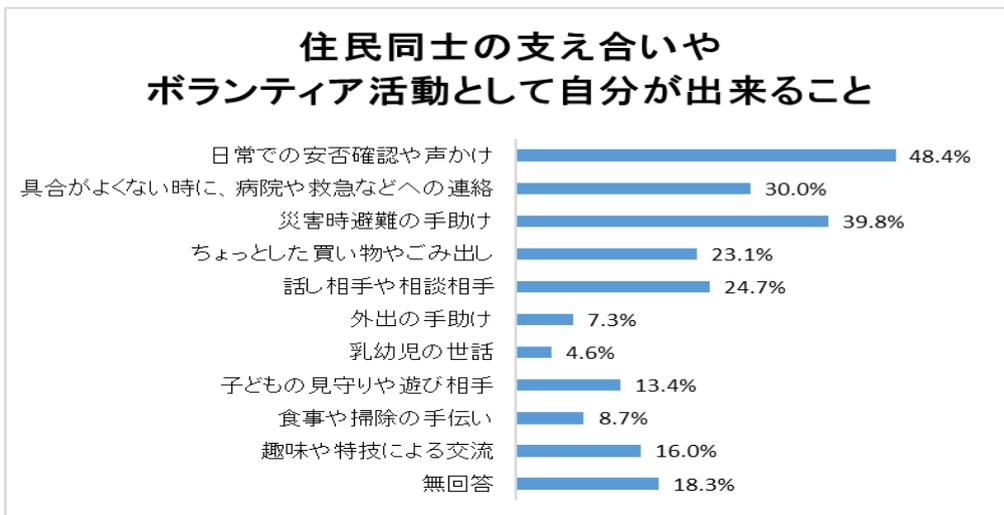


調査結果のポイント⑱【住民同士のささえあい、助け合いの必要性について】



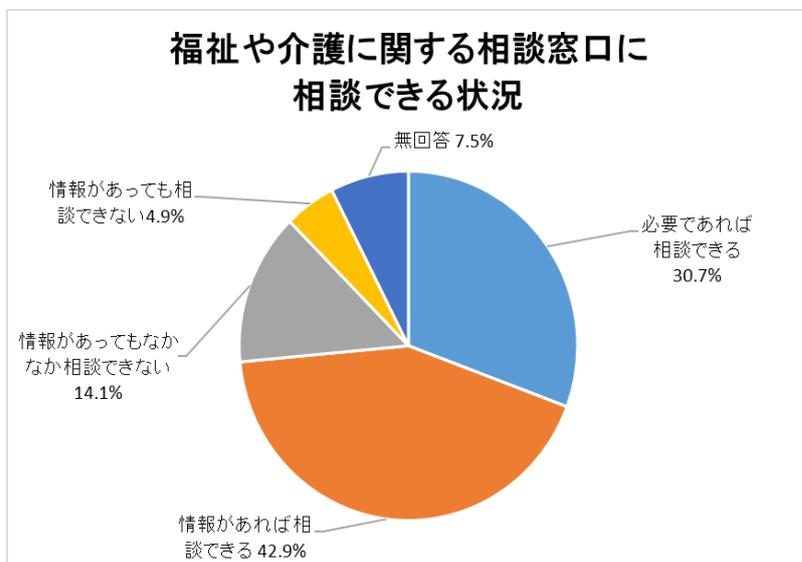
調査結果のポイント⑳

【住民同士の支え合いやボランティア活動について】



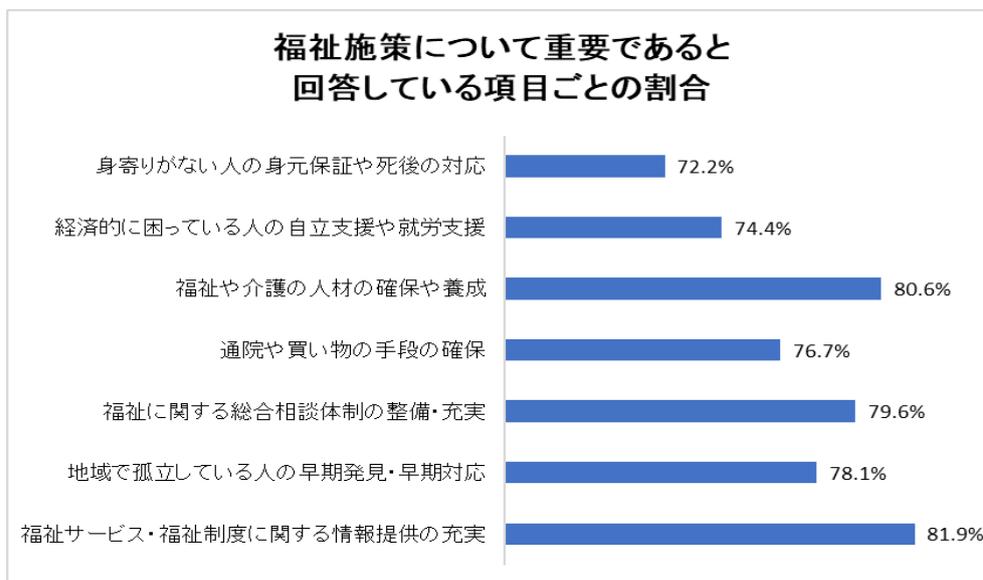
調査結果のポイント④

【福祉や介護に関する相談ができる状況について】



調査結果のポイント⑤

【福祉施策の重要度について】



鶴岡市の福祉ニーズに関するアンケート調査の質問内容

<A>ご本人の基本情報

問1 あなたの性別をお伺いします。(○は1つ)

- | | | |
|------|------|-------|
| 1 男性 | 2 女性 | 3 その他 |
|------|------|-------|

問2 令和6年8月1日現在のあなたの年齢をお伺いします。(○は1つ)

- | | | | |
|-------------|--------|---------|--------|
| 1 10歳代・20歳代 | 2 30歳代 | 3 40歳代 | 4 50歳代 |
| 5 60歳代 | 6 70歳代 | 7 80歳以上 | |

問3 お住まいの地域はどちらですか。(○は1つ)

- | | | | | |
|-------------|----------|-----------|---------|----------|
| 1 第一学区 | 2 第二学区 | 3 第三学区 | 4 第四学区 | 5 第五学区 |
| 6 第六学区 | 7 斎・黄金 | 8 湯田川・田川 | 9 京田・栄 | 10 大泉・上郷 |
| 11 三瀬・由良・小堅 | 12 大山・西郷 | 13 加茂・湯野浜 | 14 藤島地域 | |
| 15 羽黒地域 | 16 櫛引地域 | 17 朝日地域 | 18 温海地域 | |

問4 あなたの現在の婚姻状況をお答えください。なお、「配偶者」には事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合を含めます。(○は1つ)

- | | | |
|------|---------|---------|
| 1 未婚 | 2 配偶者あり | 3 死別・離別 |
|------|---------|---------|

問5 あなたの世帯は、どのような世帯ですか(○は1つ)

- | | | |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| 1 単身世帯 | 2 夫婦のみ世帯(1世代世帯) | 3 2世代世帯(両親と子ども) |
| 4 ひとり親世帯(母子家庭又は父子家庭) | 5 3世代世帯(親と子と孫) | |
| 6 その他() | | |

問6 あなたの現在の仕事をお答えください。(○は1つ)

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| 1 正規の職員・従業員 | 2 派遣社員・契社員・嘱託 |
| 3 パート・アルバイト(学生アルバイトを除く) | 4 会社などの役員 |
| 5 自営業主 | 6 家族従事者・内職 |
| 7 学生・生徒 | 8 仕事をしていない(仕事を探している) |
| 9 仕事をしていない(仕事を探していない) | 10 その他 |

問7 あなたの世帯の現在の経済的な状況はいかがですか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|-------------|------------|
| 1 かなり余裕がある | 2 ある程度余裕がある | 3 あまり余裕がない |
| 4 非常に苦しい | 5 わからない | |

問8 あなたの現在の住まいをお答えください。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1 持ち家(一戸建) | 2 持ち家(マンションなどの共同住宅) |
| 3 民営の賃貸住宅 | 4 都道府県・市営の賃貸住宅 |
| 5 給与住宅(社宅・公務員住宅など) | 6 その他 |

問9-1 あなたやあなたの家族(同居していない場合も含む)は、現在福祉・介護サービスを利用していますか。(○は1つ)

- | | | |
|----------------|-----------|---------|
| 1 利用している→問9-2へ | 2 利用していない | 3 わからない |
|----------------|-----------|---------|

【問9-1で「1 利用している」を選択した方へ】

問9-2 福祉・介護サービスを利用している場合、どのサービスを利用していますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------------------------------|------------|------------|
| 1 介護保険サービス | 2 児童福祉サービス | 3 障害福祉サービス |
| 4 ひとり親(母子家庭や父子家庭)や寡婦の方々を対象としたサービス | | |
| 5 わからない | | |

問10 あなたは、ふだん自分で身体的に健康だと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 非常に健康だと思う | 2 おおむね健康だと思う |
| 3 あまり健康ではない | 4 健康ではない |

問11 あなたは、ふだん自分で精神的に健康だと思いますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 非常に健康だと思う | 2 おおむね健康だと思う |
| 3 あまり健康ではない | 4 健康ではない |

あなたの孤独感・孤立感の程度についてお答えください。

問12-1 あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。(○は1つ)

- | | | | |
|---------------|----------|---------|--------|
| 1 決してない | 2 ほとんどない | 3 たまにある | 4 時々ある |
| 5 しばしばある・常にある | | | |

問12-2 あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。(○は1つ)

1 決してない 2 ほとんどない 3 時々ある 4 常にある

問12-3 あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。(○は1つ)

1 決してない 2 ほとんどない 3 時々ある 4 常にある

問12-4 あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。(○は1つ)

1 決してない 2 ほとんどない 3 時々ある 4 常にある

問13 あなたは次の①～⑧の会やグループに参加していますか。

(各項目につき○は1つ)

	1年以上前から参加している	この1年以内に新たに参加するようになった	参加していないが、機会があれば参加したい	参加する予定はない
① 自治会や町内会	1	2	3	4
② ボランティアやNPO	1	2	3	4
③ 宗教団体(檀家や氏子を含む)	1	2	3	4
④ PTA や保護者会	1	2	3	4
⑤ 趣味の会やスポーツクラブ	1	2	3	4
⑥ 職場内の会やグループ	1	2	3	4
⑦ 同じ学校出身者の会やグループ	1	2	3	4
⑧ 地域のサロンや居場所	1	2	3	4

暮らしの困りごとや地域の課題について

問14 あなたやあなたの家庭が、最近暮らしの上で困っていることについてお答えください。
(各項目につき○は1つ)

	大変困っている	ある程度困っている	あまり困っていない	困っていない
① 物価の高騰や経済的なこと	1	2	3	4
② 子育てに関すること(家庭環境、成長、お金、家庭外保育など)	1	2	3	4
③ 介護に関すること(家庭環境、負担、お金など)	1	2	3	4
④ 心身の健康に関すること(心や体の不調など)	1	2	3	4
⑤ 家族関係に関すること(DV、ひきこもりなど)	1	2	3	4
⑥ 通院に関すること(移動、医療機関選びなど)	1	2	3	4
⑦ 買い物に関すること(場所、移動、搬送など)	1	2	3	4
⑧ 住まいに関すること(家賃、空き家、修繕など)	1	2	3	4

上記について具体的な内容、その他、あなたやあなたの家庭で困っていることがありましたら、ご自由にお書き下さい。

問15 あなたやあなたの家族が次にあげる①～⑨のことからで困った時、頼れる人はいますか。

また、「1 いる」と答えた方にお聞きします。それはだれですか(あてはまる番号すべてに○をつけてください)。

事柄	頼れる人はいますか 「1 いる」と答えた方は 右枠の質問へ	それは誰ですか			
		家族・親族	友人・知人	近所の人	機関※ 行政などの相談
① 体調が悪いとき	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
② 家庭や仕事のこと等で精神的に苦しいとき	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
③ 日頃のちょっとしたことの手助け	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
④ 重要な事柄の相談	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
⑤ いざという時の金銭的な援助	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
⑥ 通院や買い物の世話	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
⑦ 家を借りる時の保証人を頼むこと	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
⑧ 病院や福祉施設等に入所・入院する際に身元保証人を頼むこと	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4
⑨ 成年後見人・保佐人を頼むこと(※※)	1 いる 2 いない 3 そのことでは人に頼らない	1	2	3	4

※市役所、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター、医療機関、福祉サービス事業者、ボランティアやNPO など

※※意思判断能力に欠ける場合、家庭裁判所に申し出て、第三者により契約行為や財産管理などを行う制度。

問16 あなたがお住まいの地域の課題について、あてはまることについてお答え下さい。

(各項目につき○は1つ)

	かなりあ てはまる	ある程度あ てはまる	あまりあて はまらない	全くあては まらない	わからな い
① 町内会や自治会の役員が高齢化し、担い手が不足している	1	2	3	4	5
② 少子化や人口が減っていくことが心配である	1	2	3	4	5
③ 近所づきあいが希薄である	1	2	3	4	5
④ 地域で孤立している人が増えている	1	2	3	4	5
⑤ 買い物や通院が不便である	1	2	3	4	5
⑥ 災害があった場合に心配である	1	2	3	4	5
⑦ 積雪時の除雪ができるか心配である	1	2	3	4	5

その他、あなたがお住まいの地域の課題について、ご自由にお書き下さい。

<C> 地域の支え合いについて

問17 あなたは普段どの程度、ご近所づきあいをしていますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 1 困ったときに、助け合える人がいる | 2 助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる |
| 3 地域のお祭りや季節の行事などの活動の時だけつきあう | 4 つきあいはしているが、それほど親しくない |
| 5 会えばあいさつする程度 | 6 つきあいはほとんどない |

問18 あなたは、現在地域活動・ボランティア活動に参加していますか。(○は1つ)

- | | | |
|----------|-----------|--------------------------|
| 1 参加している | 2 参加していない | 3 過去には参加していたが、現在は参加していない |
|----------|-----------|--------------------------|

問19 あなたは、地域活動・ボランティア活動についての情報について入手できていますか。(○は1つ)

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 十分に入手できている | 2 十分ではないが入手できている |
| 3 ほとんど入手できていない | 4 地域活動等の情報を必要としていない |

問20 あなたは、地域における問題や課題解決に向けた住民同士のささえあい、たすけあいの関係が必要だと思いませんか。(○は1つ)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 とても必要だと思う | 2 必要だと思う | 3 どちらとも言えない |
| 4 あまり必要でない | 5 ほとんど必要でない | 6 わからない |

問21 住民同士の支え合いやボランティア活動に特に必要なことは、どのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 家の近くでできること | 2 とともに活動する仲間や友人がいること |
| 3 地域の人が気軽に集まれる場所を作 | 4 地域の情報を手軽に得られること |
| 5 支える人と支えられる人の調整 | 6 地域活動の相談や支援などが受けられ |

問22 あなたは、下記の内容で地域の人のためにできることがありますか(○はいくつでも)

- | | |
|----------------|----------------------|
| 1 日常での安否確認や声かけ | 2 具合がよくない時に、病院や救急などへ |
| 3 災害時避難の手助け | 4 ちょっとした買い物やごみ出し |

5 話し相手や相談相手	6 外出の手助け
7 乳幼児の世話	8 子どもの見守りや遊び相手
9 食事や掃除の手伝い	10 趣味や特技による交流

問23 あなたは、下記の内容で地域の人に頼みたいことがありますか(○はいくつでも)

1 日常での安否確認や声かけ	2 具合がよくない時に、病院や救急などへの
3 災害時避難の手助け	4 ちょっとした買い物やごみ出し
5 話し相手や相談相手	6 外出の手助け
7 乳幼児の世話	8 子どもの見守りや・遊び相手
9 食事や掃除の手伝い	10 趣味や特技による交流

問24 あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えていますか。(○は1つ)

1 できるだけ取り組んでいきたい	2 機会があれば取り組んでもよい
3 取り組みたいができない	4 あまり取り組みたくない

問25 地域住民の有志によって、住民の居場所作りやイベントの企画等の地域づくりを進めるとしたら、その活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。(お世話役としての地域づくりへの参加意向)(○は1つ)

1 ぜひ参加したい	2 誘われれば参加した	3 あまり参加したくない
4 参加したくない	5 参加できない	6 わからない

問26 大地震などの災害が起こったときに、あなたは近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができますか。(○はいくつでも)

1 安否確認	2 安全な場所への避難の手助け
3 災害状況や避難情報の伝達	4 家族や親族への連絡生活必需品の確保
5 一時的な保護	6 介護や手当て
7 精神的ケア	8 その他
9 協力できない又は難しい→【問26-2】へ	10 わからない

【問26で「9 協力できない又は難しい」を選択した方へ】

問26-2 協力できない理由について、次のどれに該当しますか。(○はいくつでも)

1 近所付き合いがあまりない	2 避難行動要支援者がどこにいるかわからない
3 家族にもお年寄りや乳幼児等がいるので、近所まで手が回らない	4 自分自身の身体が不自由
5 他人のことにはあまり関わりたくない	6 その他

問27 地域活動・ボランティア等で取り組みたいことなどがありましたら、ご自由にお書きください。

<D> 地域福祉の施策について

問28 あなたは、福祉サービスや福祉の制度などについて、情報を入手できていますか。

1 十分入手できている	2 十分ではないが入手できている
3 ほとんど入手できていない	4 福祉サービスの情報を必要としていない

問29 あなたとあなたの家庭に困りごとが生じた場合、あなたは、福祉や介護に関する相談窓口にご相談できますか。(○は1つ)

1 必要であればすぐに相談できる	2 情報があれば相談できる
3 情報があってもなかなか相談できない	4 情報があっても相談できない

問30 あなたにとって、下記の福祉施策について、どの程度重要だと思いますか。(各項目につき○は1つ)

	かなり重要である	ある程度重要である	あまり重要でない	全く重要でない	わからない
福祉サービス・福祉制度に関する情報提供の充実	1	2	3	4	5
地域で孤立している人の早期発見・早期対応	1	2	3	4	5

福祉に関する総合相談体制の整備・充実	1	2	3	4	5
通院や買い物手段の確保	1	2	3	4	5
福祉や介護の人材の確保や養成	1	2	3	4	5
経済的に困っている人の自立支援や就労支援	1	2	3	4	5
身寄りがない人の身元保証や死後の対応	1	2	3	4	5

問31 災害時の避難行動要支援者の対策として、あなたは行政に何を期待しますか。特に必要だと思うものを2つまでお選びください。(○は2つまで)

1 地域での協力体制づくりの支援	2 おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える
3 避難行動要支援者の世帯情報を活用し、緊急時の対応活動を行う	4 避難行動要支援者の世帯を訪問し、防災などの相談にのる
5 障がいのある方への配慮	6 避難所での必要な配慮
7 その他()	

3 福祉専門職ヒアリングについて

鶴岡市における社会福祉の窓口に寄せられている複合的な課題や制度の狭間に関する課題の現状を明らかにし、包括的支援体制構築の在り方、またその具体的な事業としての重層的支援体制整備事業の内容や進め方における参考とするため、市内の福祉専門職等にヒアリングを実施した。

実施日時

令和6(2024)年10月11日(金)及び18日(金)の2日間

ヒアリング内容

- ①過去1年間において、複雑・複合的な課題や制度の狭間に関する問題で対応した事例に関する具体的な経過や内容。
- ②上記の事例等を通じての関係機関相互の連携などの課題について。

ヒアリング対象者

- ・鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉ワーカー
 - ・地域包括支援センター 主任介護支援専門員、生活支援コーディネーター等
 - ・こども家庭センター 職員
 - ・障害者相談支援事業所職員 相談支援専門員
 - ・居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員
 - ・鶴岡市教育委員会 スクールソーシャルワーカー
- 合計28名

ヒアリング結果の検討

今回の福祉専門職等へのヒアリングから、複合的な課題や制度の狭間問題を抱える支援における現状と課題については以下の4点から検討し、本市における地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画策定の参考とする。

①個人や家族の背景や要因に共通する課題への対応

複合的な課題を抱える方については、個人や家族が問題を十分に認知していない場合や、情報不足または経済的な困窮などにより適切な支援を受けられていない状況

が見受けられるため、支援の対象を、個人ではなく家族全体とする必要がある。また、問題自体が短期的なスパンではなく、親による育成歴に問題がある例や職業歴の欠損など、長いスパンで形成された場合がうかがえる。このため、中期的・長期的な視点から家族全体をアセスメントした上で支援プランを作成する必要がある。そして中期的・長期的に関わるためには、担当者が異動することも想定し、関係機関がチームとしてアセスメントしプランを作成し、適切に役割分担する必要がある。

②早期に発見し、深刻化する前に対応するアウトリーチの推進

本人や家族に当事者意識がない場合や、第三者に相談することに抵抗があり、問題が深刻化して初めて外部が関わるという状況が見受けられる。このような状況を改善するためには、問題が生じた場合に早期に相談することのメリットについて広く情報提供し啓発する必要があるとともに、SNS などを活用した相談支援ツールの活用を検討する必要がある。

③制度の狭間にあり、社会資源の活用ができない課題への対応の必要性

18歳以上となって児童福祉の対象から外れる場合や、軽度の知的障害があるが障害者手帳を所持していない場合など、福祉制度の狭間にあり福祉サービスの利用や適切な支援に結びついていない例が見受けられる。福祉制度や年齢などの対象に縛られない鶴岡市社会福祉協議会の地域福祉ワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）が起点となり、新たな社会資源の開発や適切な支援の在り方を検討する必要がある。

④複合的な課題、制度の狭間の問題に対応する関係機関が連携する必要性

重層的支援体制整備事業が開始された社会的背景として、これまで取り上げてきた複合的な課題や制度の狭間に関する課題が近年増加しており、既存の制度や体制だけでは十分に対応できないことがあげられる。

2024年時点において全国で364自治体が本事業を実施しており、移行準備事業実施自治体も206自治体となっている（厚生労働省）。先進的に取り組んでいる自治体に共通している点は、本事業の意義や内容等について町内の関係部署の共通認識化に様々苦勞しつつも、包括的相談支援事業としての重層的支援会議、支援会議などを試行的に実施し、ある程度の成果を収めつつある。

重層的支援会議は、対象となる本人の承諾が必要であり、希望すれば本人の参加が可能である。一方支援会議は、本人の承諾がない場合に関係者間で開催される。今

回のヒアリングの事例を見ても、ひきこもり状態に対する事例や精神疾患に対する事例などでは、本人の承諾が得られない場合が少なくないことがうかがえる。この重層的支援会議や支援会議のポイントは、会議開催の決定、共同によるアセスメントに基づく支援プランの作成、適切な役割分担の設定などである。そのためには、相談支援包括化推進員の配置の在り方や役割が重要と考えられる。この相談支援包括化推進員の配置の状況は各自治体によって異なるが、一人の職員がすべての領域の課題に対する知識や技術を有することは困難である。その点から、例えば児童福祉領域、障害福祉領域、高齢者福祉領域、生活困窮者領域、また鶴岡市社会福祉協議会の地域福祉ワーカーなどから、これまでの経験や保有する資格などを考慮し配置する必要がある。

以上、複合的な課題や制度の狭間に関する課題への要因や今後のあり方について、地域福祉計画の策定に当たってさらに論点を整理し、鶴岡市の地域特性を踏まえた重層的支援体制整備事業の効果的な実施内容と方法について体系化・計画化していくことが必要である。

4 福祉座談会について

地域福祉計画の策定に向けて、地域住民の捉えている現状や課題を把握することを目的に、地域包括支援センターエリア11カ所において、令和6(2024)年度は3地区、令和7(2025)年度は8地区で福祉座談会を開催し、約250名の方にご参加いただきました。福祉座談会では、各テーマに沿って地域における今後の課題、あったらいいこと・自分たちで出来ること等について、地域でこれから出来る取組等を参加者が主体的に話し合い共有した。

福祉座談会開催日程一覧

No.	会場及び参加者	開催日
1	八栄島地区地域活動センター 参加者:八栄島地区自治会の住民	令和7年1月18日(土)
2	第六学区コミュニティ防災センター 参加者:みどり町町内会の住民	令和7年2月9日(日)
3	第四学区コミュニティセンター 参加者:稲生町町内会の住民	令和7年2月16日(日)
4	第二学区コミュニティ防災センター 参加者:大東町(東・南)町内会の住民	令和7年7月6日(日)
5	湯野浜コミュニティセンター 参加者:湯野浜地区自治会の住民	令和7年7月12日(土)
6	田川コミュニティセンター 参加者:田川地区自治会の住民	令和7年7月27日(日)
7	地域資源総合管理施設運営組合(松根公民館) 参加者:松根地区自治会の住民	令和7年7月27日(日)
8	広瀬地区地域活動センター 参加者:広瀬地区自治会の住民	令和7年9月7日(日)
9	朝日南部地区コミュニティセンター 参加者:朝日南部地区自治会の住民	令和7年9月20日(土)
10	切添町公民館 参加者:切添町町内会の住民	令和7年9月28日(日)
11	温海地区(4ヶ所)の公民館等 参加者:温海地区自治会の住民	令和7年10月~11月

福祉座談会参加者から出た意見(抜粋)

テーマ【地域の中で孤立している世帯に関すること】

今後の課題

- ・孤立している家、人の把握。孤立しているのかがわからない。
- ・地域に出てくる20才～60才代は、共同作業くらいしかない。
- ・町内に住んでいる方に対する関心が薄くなっている。
- ・町内行事に出てこない人が増えている。
- ・孤立している家、人の把握が困難。孤立しているのかがわからない。
- ・声掛けが必要。挨拶やちょっとしたお話し。(隣組長なども)
- ・手助けが必要な時に、助け合える環境が無い。
- ・拒否される、個人情報があり入り込みにくい。どこまで踏み込めばよいかわからない。
- ・平日仕事で日中留守しているので詳しいことがわからない。
- ・困っているという話を聞いても、(他と)共有できていない部分も多いと感じる。困ったら相談できる場所がわかること。

あったらいいこと、自分達で出来ること

- ・近所の人を知ること、隣近所との付き合いを大事にする。日頃の声掛け、コミュニケーション、つながりを持つ。
- ・活動センターで、30～40才代などの若い人の集まりをする。
- ・50代の息子に地域行事に出てこられるように声かけを今からしていく。
- ・一人暮らしの男性など定期的に集う場が欲しい。
- ・隣組などで配り物等するときに気軽な声かけ、付き合い、挨拶を行う。
- ・食事や休憩を一緒にでき、遊べる場。常に開いている集いの場、お茶のみサロンを設置する。
- ・挨拶を心がける。コミュニケーションをとる。定期的な声かけ。日々の見回り。
- ・隣組長を含めた声掛けが必要。挨拶やちょっとしたお話しを行う。
- ・20～40才代の青年部を立ち上げて、町内活動の活性化を目指す。
- ・近所、隣同士で声掛けや見守りをする。きっかけ作り。はろ～くらぶに誘う。
- ・隣組の中で得た情報を共有する場があるといい。交流会や相談先につなぐ支援。
- ・隣組長で訪問した世帯の課題を・町内会行事実施、参加をさらに呼びかけたい。

テーマ【地域の生活環境、防災・防犯に関すること】

今後の課題

- ・防犯意識があまりない。災害時、地域のつながりが弱くなっている。空き家・一人暮らしの増加。
- ・一人では避難できない人、支援が必要な人の把握が出来ていない。
- ・除雪が困難になっている世帯が増えている。
- ・働いている人はサラリーマンが多く、日中に支援ができる人がいない。
- ・避難訓練の参加率が低い。
- ・避難訓練等に参加するのがいつも同じ人。
- ・雪下ろし。除雪、技術が必要、若い人はできない。
- ・大雨になると必ず道路冠水、床下浸水する箇所がある。
- ・高齢となり側溝清掃が大変。

あったらいいこと、自分達で出来ること

- ・防犯カメラを設置する。
- ・除雪ボランティア隊の再結成を行う。
- ・除雪の仕組み、助け合いの仕組みを検討する。
- ・隣組での情報共有、話し合い、声掛けを行う。
- ・散歩を兼ねたパトロール。地震時の避難方法を家族で話し合う。
- ・災害時、避難困難な人を隣近所で情報共有。
- ・自主防災組織で防災マップを作りたい。
- ・中学校の校舎を借り、災害を想定した炊き出し訓練が必要。
- ・防災訓練のあり方を検討する。
- ・子どもたちと消防団が一緒になって集落内の火の用心周りをしている。
- ・デマンドカーの路線拡大。
- ・村の作業としての草刈り、川掃除泥あげ恒例行事、みんなで手分けしている。
- ・市内循環バスのバス停があると良い。

テーマ【こども、子育てに関すること】

今後の課題

- ・公民館を子育て世代に活用してほしい。
- ・青年部・若妻会がない。
- ・育成会の一本化。育成会の行事、催しができなくなっている。
- ・急速な少子化、2～3年で半数以下。集落に小中学生がいない。少ないので集落内の資源回収が行われていない。
- ・子育て中の人々が相談できる人や話し相手がいらない。
- ・子どもの数が少なく、友だちも少ない。若い人の孤独が心配。
- ・課題がある家、シングルマザー、ひとり親などは参加が少なく心配。声もかけにくい。
- ・小学校前の交流がない。子どもの遊び場がない。
- ・子育て中の人々が相談できる人、話し相手がいらない。
- ・育成会の行事や催しができなくなっている。

あったらいいこと、自分達で出来ること

- ・登校時など近所の子どもたちに、挨拶や声掛けをして顔見知りになる。
- ・土日、お盆休みなど、子どもを見てくれる、ワンコイン預かりサポートなど随時利用できる場所を作る。子ども教室の時間と曜日を増やす。放課後児童預かりの曜日・回数を増やす。
- ・ため池でカヌー教室を再開する。
- ・地域食堂に参加しみんなで食べる。
- ・高校生と町内会との関わりを作る。
- ・コミセンに子供たちが自主学習するフリースペースを作る。
- ・介護施設での赤ちゃん交流。
- ・防災訓練+運動会など。役立つことと交流を一緒にする。
- ・小学校、コミセンを中心として、地域行事の復活。
- ・市内への若者転出対策。
- ・ホームページやLINEなどの、鶴岡市発信の情報収集を行う。

テーマ【高齢者や障害者に関すること】

今後の課題

- ・高齢者のゴミ出しが出来なくなっている。
- ・一人暮らしの高齢者に対し声かけにくい。
- ・通院、買い物などの交通手段。バス運行の増便が必要。
- ・近くの公民館等で、百歳体操などを行う居場所ができればよい。
- ・70歳になっても長寿会に入らない。参加者が少ない。
- ・高齢者世帯のみ世帯が増えている。3.5人に一人が75歳以上。
- ・高齢者は外出に消極的である。
- ・高齢者が相談できる人がいない。
- ・デイサービスの利用が難しい。預けたいが1年以上待ちとなっている。
- ・除雪するにもお金がかかる。

あったらいいこと、自分達で出来ること

- ・いきいき体操はすごく大事。健康寿命を延ばせるようにしていく。サロンや茶話会に刺激が欲しい。
- ・各住民会の集会に、子ども・お年寄り、合同でお茶のみなどできれば良い。
- ・デマンドカーの路線を拡大して欲しい。
- ・福祉サービス利用の相談先の周知をもっとして欲しい。
- ・一人暮らしの方向けの会食交流会を開催する。
- ・除雪が自分で出来なくなった時、助けてもらえる仕組みが欲しい。
- ・有償ボランティア、「結の会」のような各集落にあれば理想的。
- ・老人クラブにもスマホでのLINEを勧めたい。
- ・高齢者で元気な人はボランティア支援に協力する。
- ・高齢者、一人暮らし世帯に対する見守り支援。
- ・有償での支援活動（買い物支援、通院介助）。
- ・困った時に相談できる人がいればありがたい
- ・買い物しやすい環境が欲しい。
- ・交通弱者への交通手段が欲しい。
- ・小学校を老人が集まることのできるような場所になればよい。

5 計画策定の経過

令和6年	8月～9月	鶴岡市民 2,000 人(18 才以上)を対象とした鶴岡市福祉ニーズアンケート調査の実施・回答者 737 名(回答率 36.9%)
	10月	11 日及び 18 日に福祉専門職ヒアリングを実施 ・参加者計 28 名
令和7年	1月～2月	市内 3 地区において地域座談会を開催
	7月11日	第 1 回福祉専門職ワークショップ ・対象者 30 名
	7月16日	第 1 回鶴岡市地域福祉計画庁内検討会(書面開催) ・地域福祉計画策定について
	7月22日	第 1 回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・これまでの地域福祉計画について ・現在の地域福祉計画の評価・検証について
	7月～11月	市内 8 地区において地域座談会を開催※テーマは昨年度と同じ
	9月11日	第 2 回福祉専門職ワークショップ ・対象者 30 名
	9月12日	第 2 回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・テーマ別部会グループワーク
	10月15日	鶴岡市地域福祉計画の策定に係る庁内ワーキング ・地域福祉計画の体系(素案)について ・これからの作業内容について
	12月15日	第 2 回鶴岡市地域福祉計画庁内検討会 ・地域福祉(活動)計画の体系(素案)について ・重層的支援体制整備事業実施計画について
	12月25日	第 3 回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・鶴岡市地域福祉(活動)計画(案)について ・鶴岡市重層的支援体制整備事業実施計画について
令和8年	1月16日	副市長説明
	2月6日	市議会(厚生常任委員会協議会)説明
	2月6日～3月7日	パブリックコメントの実施
	3月16日	第 4 回鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 ・鶴岡市地域福祉(活動)計画(案)について ・鶴岡市重層的支援体制整備事業実施計画について
	3月下旬	鶴岡市地域福祉(活動)計画策定

6 計画策定の体制

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・役職名等	備考
阿部 淳士	鶴岡市介護保険事業者連絡協議会 居宅介護支援事業者部会 副部会長	副委員長
五十嵐 廣明	鶴岡市コミュニティ組織協議会 第三学区コミュニティ協議会 会長	
伊藤 しおり	公募委員	
岩崎 幸次郎	おやこ草の会(障害者家族会)代表	
遠藤 貴恵	一般社団法人鶴岡地区医師会 地域医療連携室ほたる 課長	
加藤 眞由美	公募委員	
鎌田 博子	鶴岡市民生児童委員協議会連合会 理事	
小関 久恵	東北公益文科大学地域福祉コース 准教授	委員長
佐藤 公力	鶴岡商工会議所会員 (有)佐藤クリーニング 代表取締役	
菅原 健史	一般社団法人山形県社会福祉士会 理事	
成田 勇	鶴岡市社会教育委員	
増田 康平	児童養護施設 七窪思恩園園長	
山本 久喜	鶴岡地区障害者通所施設協議会 会長	

鶴岡市地域福祉計画庁内検討委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 名 等	備 考
伊藤 敦	副市長	委員長
菅原 青	健康福祉部長	副委員長
森屋 健一	総務部長	
上野 修	企画部長	
佐藤 玲子	市民部長	
五十嵐 孝義	危機管理監	
三浦 一夫	商工観光部長	
坂井 正則	建設部長	
白井 覚	藤島庁舎支所長	
山口 幸久	羽黒庁舎支所長	
伊藤 幸	櫛引庁舎支所長	
佐藤 智井	朝日庁舎支所長	
高橋 修也	温海庁舎支所長	
白幡 有	教育部長	
佐藤 繁義	荘内病院事務部長	

鶴岡市地域福祉計画策定に係る庁内ワーキング担当者名簿

氏名	所属・役職名等
榎本 絵理子	企画部政策企画課主任
齋藤 眞一	企画部地域振興課主査
木下 有花	市民部コミュニティ推進課 コミュニティ推進専門員
難波 憲之介	市民部防災安全課専門員
武田 幸士	健康福祉部健康課主査
木島 秀明 齋藤 正人	健康福祉部福祉課課長補佐 健康福祉部福祉課課長補佐
上林 一志	健康福祉部長寿介護課課長補佐
佐藤 典子	健康福祉部子育て推進課課長補佐
富樫 由美子	健康福祉部子育て推進課 子ども家庭支援センター主査
丸山 大輔	商工観光部商工課主査
小池 克彦	建設部建築課主査
佐藤 直子	教育委員会学校教育課指導係長
梶谷まゆみ	荘内病院地域医療連携室室長補佐(兼)看護主査
和田 里江	荘内病院総務課経営企画主査
伊藤 豊	荘内病院管理課課長補佐(兼)施設主査

テーマ別部会名簿

支え合いの地域づくり部会

策定委員	阿部淳士、加藤眞由美、成田勇、増田康平
アドバイザー	大石剛史
事務局	荒木裕幸、兼子萌衣、佐藤正

包括的相談支援部会

策定委員	岩崎幸次郎、鎌田博子、佐藤公力、山本久喜
アドバイザー	小関久恵
事務局	笹原陽子、菅原麻耶、星川芽舞

安心・安全のまちづくり部会

策定委員	五十嵐廣明、伊藤しおり、遠藤貴恵、菅原健史
アドバイザー	宮城孝
事務局	奥山和行、佐藤雅希子、上野和範

特定非営利活動法人日本地域福祉研究所

氏名	役職名	備考
宮城 孝	理事長	法政大学現代福祉学部福祉コミュニティ学科教授
大石 剛史	理事	東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科准教授

事務局(鶴岡市)

氏名	所属・役職名
菅原 青	健康福祉部長(兼)地域包括ケア推進監
成沢 真紀	健康福祉部次長(兼)子育て推進課長
加藤 早苗	健康福祉部参事(兼)長寿介護課長
佐藤 清一	地域包括ケア推進課長
五十嵐 亜希	健康課長
加藤 恵里	福祉課長
石井 美喜	こども家庭センター所長
佐藤 正	地域包括ケア推進課課長補佐
上野 和範	地域包括ケア推進課地域包括ケア推進専門員
星川 芽舞	地域包括ケア推進課主任
村上 聡	地域包括ケア推進課主事

事務局(鶴岡市社会福祉協議会)

氏名	所属・役職名
渡邊 健	事務局次長(兼)統括福祉センター長
今野 良一	地域福祉課長
佐藤 律子	生活支援課長
佐藤 雅希子	生活支援課主査
奥山 和行	地域福祉課主幹(兼)おだがいさま企画係主査
笹原 陽子	地域福祉課おだがいさま推進係係長
荒木 裕幸	地域福祉課おだがいさま推進係係長
菅原 麻耶	地域福祉課おだがいさま推進係主事
兼子 萌衣	地域福祉課おだがいさま企画係主事
内山 友梨香	地域福祉課おだがいさま推進係主事

7 用語説明

<あ行>
アウトリーチ 生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭などへの訪問支援、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組。
ACP(アドバンス・ケア・プランニング) 人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス。
医療的ケア児 NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
SNS(エス・エヌ・エス) Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネット上で人と人がつながり、情報を共有・交流するためのサービス。
NPO(エヌ・ピー・オー)法人 Non Profit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略、様々な分野(福祉、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。
<か行>
介護支援専門員 介護等の支援が必要な人や家族に対して、個別的に支援の内容や方法について判断し、必要なサービス提供等についての計画を作成するとともに、サービス提供の調整を行なう専門職を指す。介護保険制度においては、介護支援専門員のことをケアマネジャーと呼んでいる。
くらしステーション ⇒地域生活自立支援センター(P.98参照)
権利擁護 市民の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を送れるように支援すること。(成年後見制度、日常生活自立支援事業)
合理的配慮 障害のある人が、他の人と平等に教育・仕事・サービスなどを受けられるように、過度な負担にならない範囲内で行う調整や工夫。
こころのサポーター 悩んでいる人に、気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人。

<p>こども家庭センター</p> <p>妊娠中から子育て期まで切れ目なくサポートする、子どもと子育てに関する鶴岡市の総合支援拠点。主に未就園の子どもとその家族が安心して遊べる自由来館型の遊び場「なかよし広場」を併設し、子育てに関する相談対応、子育て情報の提供、子育て支援事業の実施のほか、ファミリー・サポート・センター事業、発達障害児支援事業、児童虐待対応などを行う。</p>
<p>コミュニティ支援員</p> <p>市コミュニティ担当課の職員等と連携しながら、地域ビジョン策定に向けたワークショップ開催や地域課題解決に向けた取組への支援を行う者。</p>
<p>コミュニティソーシャルワーク</p> <p>地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開する実践。</p>
<p><さ行></p>
<p>サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>高齢者に安全な居住空間を確保し、介護や医療と連携したサービスを提供する賃貸住宅。</p>
<p>災害時個別避難計画</p> <p>災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の、個人の身体や生活状況に合わせた避難支援のための計画。</p>
<p>集落支援員</p> <p>総務省の外部人材活用制度の一つで、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウや知見を有した人材を、地方自治体が委嘱し、集落の状況把握や集落点検の実施、住民同士の話し合いなどを促進する者。</p>
<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律</p> <p>いわゆる「住宅セーフティネット法」と呼ばれ、高齢者、障害者、低所得者、子育て世帯、外国人など、民間賃貸住宅を借りにくい人（住宅確保要配慮者）が、安心して住まいを確保できるようにすることを目的とするもの。</p>
<p>障害者差別解消法</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称で、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮を義務付けている。平成 28 年 4 月施行。</p>
<p>スクールカウンセラー</p> <p>心理に関する専門的な知識・経験を有する心の専門家として、児童生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行う。</p>

<p>スクールソーシャルワーカー</p> <p>教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、家庭や学校、友人関係、地域社会などの児童生徒の置かれた環境に様々な方法で働きかけて支援を行う専門職。福祉に関する専門的な知識・経験を有する福祉の専門家として、学校や関係機関と連携し、子どもの家庭環境に起因する問題解決に向けて支援を行う。</p>
<p>生活支援コーディネーター</p> <p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の社会参加を進めるとともに、住民や地域関係者が主体的に行う介護予防、生活支援の取組を支援し、支え合いのある地域づくりを進める者。介護保険制度の生活支援体制整備事業のために配置される。</p>
<p>生成 AI(エーアイ)</p> <p>文章・画像・音声・動画・プログラムなどを新しく作りだすことができる人工知能。</p>
<p>成年後見制度</p> <p>認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などを行う場合に保護し、支援をする制度。</p>
<p><た行></p>
<p>地域福祉ワーカー</p> <p>鶴岡市社会福祉協議会が配置しているコミュニティソーシャルワーカーの名称。地域で困っている人を支援するため、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組みあわせたりするなど、新しい仕組みづくりのための調整を行う役割を持つ専門職の一つ。</p>
<p>地域包括ケアシステム</p> <p>住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービス・福祉などが一体的・包括的に提供されるシステム。</p>
<p>地域包括ケアパス</p> <p>医療と介護、福祉との連携推進、切れ目のない提供体制の構築に向けた取組で、荘内病院、鶴岡協立病院、庄内余目病院の3病院が役割分担しながら治療・療養を行う。また、患者情報を医療機関や介護・福祉施設などが共有することで、各病院で安心して治療を受けるとともに、在宅生活への移行をスムーズに行うための体制。</p>
<p>地域包括支援センター</p> <p>介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントを総合的に行う機関。</p>
<p>地域連携パス</p> <p>各医療機関で診療内容、治療経過、在宅療養などの診療計画を作成し、その治療計画をすべての医療機関が共有し、患者に提示・説明することにより、安心して医療を受けられるようにするもの。</p>

<p>ちょうかいネット</p> <p>複数の医療機関の間で、個人情報を保護した上で、ID-Linkという仕組みにより、インターネット回線を用いて医療情報を共有するシステム。</p>
<p>鶴岡市再犯防止推進計画</p> <p>罪を犯した人が孤立することなく、社会の一員として円滑に復帰することができるよう支援するとともに、住民が安心して暮らし続ける社会の実現を目指す計画。</p>
<p>鶴岡成年後見センター</p> <p>成年後見制度中核機関として、市民や相談支援機関の方々からのご相談に応じる。後見人等候補者の受任者調整、後見人等選任後の支援、支援困難ケース等への対応の事務局機能を担い、鶴岡市と連携して、地域における課題を整理し、司法、福祉の専門職、関係機関との連携体制を構築し、課題解決に取り組む事業。</p>
<p>鶴岡地域生活自立支援センターくらしステーション</p> <p>生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づき、就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う。</p>
<p>特殊詐欺</p> <p>電話やメール、SNS などを利用して、主に高齢者を狙って金銭をだまし取る詐欺。</p>
<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)</p> <p>配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。</p>
<p><な行></p>
<p>日常生活圏</p> <p>地域の特性や実情に応じたサービス提供や基盤整備を推進するため、地理的条件、人口、交通事業その他の社会的条件を考慮して設定する圏域。鶴岡市では、地域包括支援センターエリア毎の11カ所を設定している。</p>
<p>日常生活自立支援事業</p> <p>認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理(公共料金、医療費の支払い等)、預金通帳の預かり等を行い、地域で自立した生活が送れるように支援するサービス。</p>
<p>任意後見</p> <p>将来、判断能力が不十分になることに備えて、法律行為などの代理・補助をする者を本人が選任し、公正証書をもって契約を結んでおくこと。</p>
<p>Net4U(ネット・フォー・ユー)</p> <p>鶴岡地区医師会が運用している電子カルテシステムで、コンピュータネットワークを利用して、患者が通院している医療機関の間で診療情報(カルテ)を共有するもの。他の医療機関での診療内容を参考に診療することができるとともに、他の医療機関への紹介状もより早く正確に紹介先に届けることができる。</p>

<は行>
<p>ひきこもり状態</p> <p>ある程度狭い生活空間の中に退避し、社会生活の場や一般的な人間関係が長期にわたって失われている状態のこと。(具体的には、自分の部屋でほとんどの時間を過ごし、学校や会社に行かない状態、あるいはそのような状態に陥っている人のこと。)</p>
<p>8050 問題</p> <p>ひきこもりの長期化、高齢から引き起こされる社会問題。主に50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活の困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって親子共倒れになるリスクを持つ世帯。</p>
<p>法人後見</p> <p>社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な方の保護・支援を行うこと。</p>
<p>ピアカウンセリング</p> <p>障害、病気、悩みなど同じ立場や経験を持つ仲間(ピア)同士が、対等な立場で話を聴き合い、支え合う相談活動。</p>
<ま行>
<p>民生児童委員サポーター制度</p> <p>民生児童委員サポーターは、民生委員・児童委員からの依頼を受け見守り活動等のサポートを行う制度。民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手として、高齢者、障害者、子ども、子育て家庭など、支援が必要な人々を地域全体で支える、厚生労働大臣から委嘱された方。地域の福祉ニーズを把握し、行政や専門機関への「つなぎ役」として、相談・支援活動を行う。</p>
<や行>
<p>山形県地域生活定着支援センター</p> <p>刑務所などの矯正施設等を出所する方のうち、福祉的な支援を必要とする障害者や高齢者に対して、社会復帰と地域生活への定着を支援する施設。</p>
<p>ヤングケアラー</p> <p>家族の介護その他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。</p>
<ら行>
<p>療育センター</p> <p>身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)に対し、それぞれの専門職が協力し、医療・リハビリ・生活指導等、障害の特性に合った専門的な療育・訓練を行う施設。</p>